八千代市第６次障害者計画

令和７年度～令和11年度

令 和 7 年 3 月

八 千 代 市

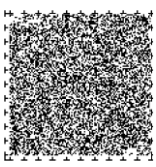

はじめに

本市では，平成１０年３月に障害者基本法に基づく「八千代市障害者計画」を策定し，以降「第５次障害者計画」に至る25年以上にわたり，障害者施策を通じて，障害の有無にかかわらず誰もが共に生きることのできる地域社会の形成に取り組んでまいりました。

「第５次障害者計画」の策定から４年が経過し，その間，社会情勢の急速な変化に加え，新型コロナウイルス感染症の影響等により障害のある方に対する地域での支援体制や社会参加の機会のあり方も見直しが図られ，令和４年に改正された障害者総合支援法では，障害や難病を抱えていても安心して暮らせる地域社会の実現に向けて，地域生活への移行や就労支援に対する取組の強化が盛り込まれました。

一方で，生活習慣や価値観の多様化，核家族化の進行などにより，一人暮らし世帯が増え，社会的孤立により支援の手が届かないなどの新たな生活課題や社会問題が生じており，そうした課題への対応も求められています。

こうした状況を踏まえ，本市の障害者施策の取組をさらに発展させるとともに，今後の障害福祉行政を着実に推進していくため，令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「八千代市第6次障害者計画」を策定いたしました。

本計画においては，前計画に引き続き「住み慣れた地域で共にくらし，共に参加する」を基本理念に掲げ，すべての地域住民がつながり・関わり合いを持つ地域社会の実現を目指していくこととしています。

そのため，基本目標を新たに「安心してくらせる地域づくり」，「共に参加できる地域づくり」，「心をかよわせ，支え合う地域づくり」とし，相談支援体制や福祉サービスの更なる充実，障害者雇用に対する理解の促進・啓発や就労相談体制の強化などの他，防災対策や医療的ケアが必要な方への支援体制の構築など様々な施策・事業に取り組んでまいりますので，市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに，本計画の策定にあたり，貴重なご意見やご提言を賜りました八千代市障害者自立支援協議会委員の皆様をはじめ，市民の皆様及び関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和７年３月

八千代市長　服部　友則

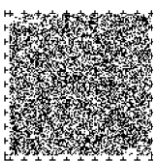

目 次

第１章　計画の概要

1　策定の趣旨 1
2　計画の期間 2
3　計画の位置づけ 3
4　SDG s に対応した計画推進 4

第２章　八千代市の障害のある人をとりまく現状

1　障害のある人の状況 5
2　本市の主な障害者施策・事業の実施状況 9
3　アンケート結果による障害者（児）の現状・ニーズ等 19
4　第５次障害者計画の取組から見えてきた課題 25

第３章　計画の基本理念等

1　計画の基本理念 29
2　本計画の基本的考え方 29
3　計画の基本目標 30
4　計画の体系 32

第４章　施策の展開

1　基本目標１　安心してくらせる地域づくり 33
2　基本目標２　共に参加できる地域づくり 43
3　基本目標３　心をかよわせ，支え合う地域づくり 50

第５章　計画の推進について

1　計画の推進・フォロー体制 55

資料編

1　用語解説 57
2　福祉避難所（障害者向け）一覧表 64
3　八千代市内バリアフリーマップ 65
4　市内施設のバリアフリー化状況 70

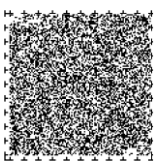

第１章
計画の概要

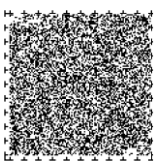

Ⅰ 策定の趣旨

（１）八千代市における障害者施策の推進

八千代市では，障害者基本法に基づく市町村障害者計画として，平成10年３月に「八千代市障害者計画」を策定し，総合的・計画的に障害者福祉の向上を図ってきました。

障害者計画が５次にわたり策定され，25年以上が経過する中で，計画の目標像として掲げた「住み慣れた地域で共にくらし，共に参加する」地域づくりの実現に向け，相談支援体制の強化や各種福祉サービスの充実，障害者の雇用・就労・社会参加の促進，市内のバリアフリー化による福祉のまちづくりなど，様々な取組が進んでいます。また，障害のある人に対する差別や偏見をなくすため，障害に対する理解と障害を理由とする差別の解消に向けた普及・啓発を積極的に進めています。

（２）国・県における障害者施策の動向

国では，令和５年３月に「障害者基本計画（第５次計画 令和５年度～令和９年度）」が策定されています。

また，千葉県では，令和６年３月に「第八次千葉県障害者計画(令和６年度～令和８年度)」が策定され，障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築を目指した，総合的・計画的な施策の展開が図られています。

本計画は，これらの計画と整合性を図りながら策定しました。

その他，障害者を取り巻く近年の主な関連法の改正内容は，以下のとおりです。

■ 近年の主な関連法の改正内容

年	法名称	主な内容
令和４年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）	障害者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し，共生社会の実現に寄与する。
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	障害のある人等の地域生活や就労の支援の強化により，障害のある人等の希望する生活の実現を目指す ・地域生活及び多様な就労ニーズに対する支援 ・精神障害者のニーズ等に応じた支援体制の整備 ・医療の充実及び療養生活支援の強化等
令和６年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化

（３）八千代市における地域福祉の推進

本市は首都圏のベッドタウンとして発展し，総人口の増加に伴い65歳以上の高齢者人口も増加しています。また，地域社会に目を向けると，生活習慣や価値観の多様化，核家族化の進行などにより，一人暮らし世帯の増大や孤独死，社会的孤立により支援の手が届かないなどの新たな生活課題や社会問題が生じています。さらに，近年では地震や台風などの自然災害の発生による被害や感染症拡大等による社会参加機会の減少など，地域コミュニティの希薄化や，支え合い・助け合いといった地域力の低下がより一層懸念されています。

このような課題を解決するためには，市民が地域課題に対して関心を持ち，自らが積極的に解決に向けて地域に関わっていくことが必要です。また，地域全体で直面する課題をあらためて共有し，地域共生社会の実現を目的として，包括的な支援が行える地域や体制の仕組づくりなどを進めていくことが必要です。

そのため，本市では「八千代市地域福祉計画」を策定し，地域福祉全般のより一層の取組を推進しています。

（４）八千代市第６次障害者計画の策定

こうした国や県の障害者施策の動向や本市の地域福祉への取り組み，障害のある人を取り巻く現状などを踏まえ，この度，令和６年度をもって計画期間を終了する「八千代市第５次障害者計画」の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施し，令和７年度からの「八千代市第６次障害者計画（令和７年度～令和11年度）」を策定することとしました。

2 計画の期間

本計画の計画期間は，令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。

■ 障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間について

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第５次障害者計画				第６次障害者計画				
第６期障害福祉計画			第７期障害福祉計画			第８期障害福祉計画		
第２期障害児福祉計画			第３期障害児福祉計画			第４期障害児福祉計画		

3 計画の位置づけ

○ 本計画は，障害者基本法第11条第３項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。

○ 最上位計画である「八千代市第５次総合計画」に即した障害者のための基本的な計画として位置付けます。

○ 国及び県が策定した関連計画や「八千代市地域福祉計画」など，市が策定した各種計画等との整合・連携を図りながら，障害者施策を総合的，計画的に推進します。

○ 市が取り組む今後の障害者施策の方向性を明示することにより，関係機関・各種団体などが行う自主的な活動の一助となることを期待いたします。

■ 障害者計画と他計画の関係について

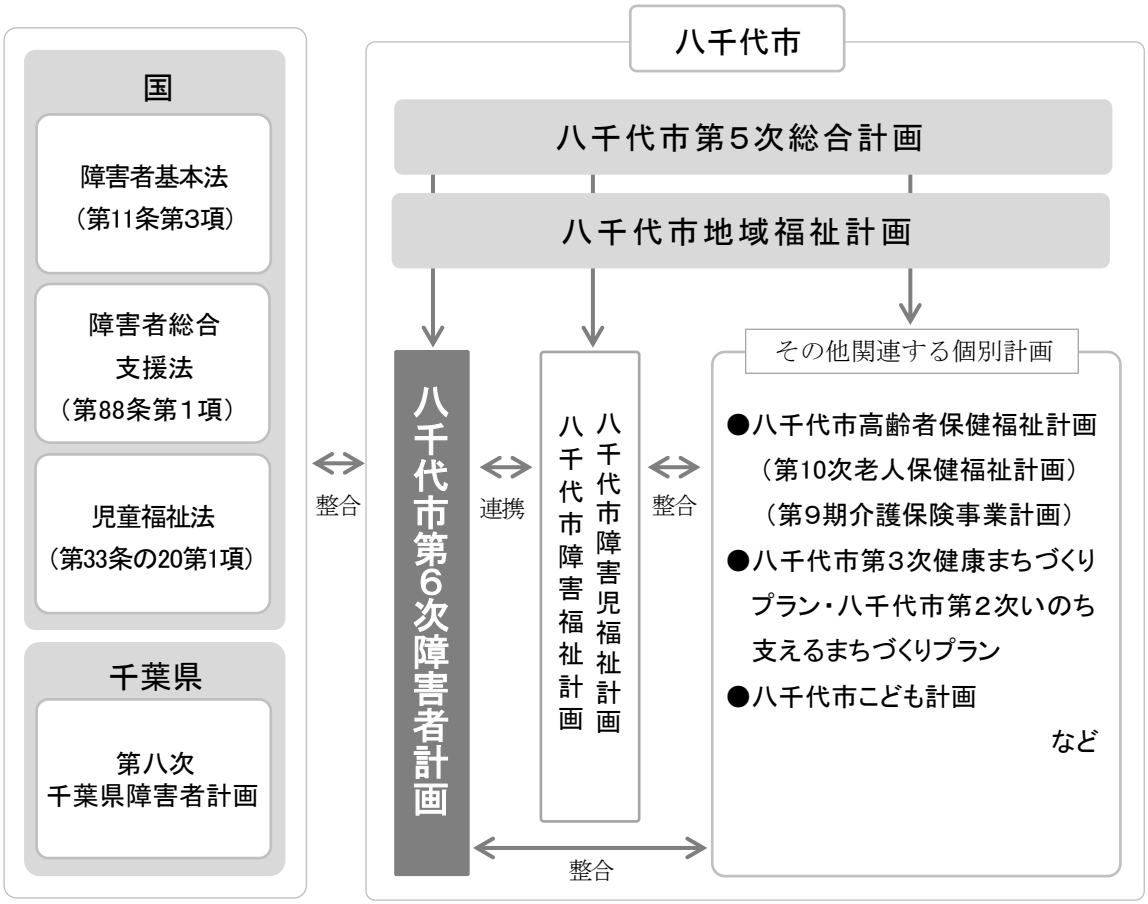

4 SDGsに対応した計画推進

SDGsは，平成27年9月の国連サミットで採択された，「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり，令和12年までに達成すべき17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成されています。

この「誰一人取り残さない」という概念は，障害のあるなしにかかわらず，地域の一人ひとりがお互いに尊重しあいながら，住み慣れた地域で共にくらし，共に参加する地域共生社会を目指す，本計画の考え方とも一致するものです。

そのため，本計画では，SDGsの17の目標（ゴール）のうち，主に以下の７つの目標（ゴール）の達成に向けて，各取組を推進していきます。

■ 障害者施策と SDGs の関係について

目標（ゴール）	内容
	１．貧困をなくそう 障害のある人の雇用・就労の促進により，経済的困窮者の減少を目指す。
	3．すべての人に健康と福祉を 福祉サービスの充実により，誰もが健康で幸せな暮らしができる社会を目指す。
	4．質の高い教育をみんなに 療育・教育の充実により，誰もが質の高い教育を受けられる社会を目指す。
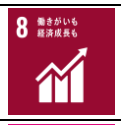	８．働きがいも経済成長も 障害者理解の促進などにより，障害のある人の適正な就労環境の向上を目指す。
	10．人や国の不平等をなくそう 障害者理解の促進などにより，障害のある人への差別や偏見をなくす。
	11．住み続けられるまちづくりを 福祉のまちづくりなどの推進により，誰もが快適に生活し続けるまちをつくる。
	17．パートナーシップで目標を達成しよう 市，市民，地域・団体等，みんなが協力しあうことで SDGs の達成を目指す。

第２章
八千代市の障害のある人をとりまく現状

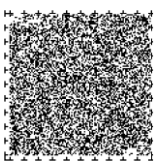

Ⅰ 障害のある人の状況

（１）身体障害者

本市の身体障害者（児）の数（身体障害者手帳所持者数）は，令和6年３月31日現在で5,359人であり，このうち18歳以上が5,240人，18歳未満が119人となっています。

身体障害者の令和２年度から令和５年度までの推移をみると，概ね5,300人前後で推移していますが，令和３年度以降は減少に転じています。身体障害児の推移をみると，概ね120人弱で推移しています。なお，令和6年３月31日現在の総人口（205,965人）に対する割合は2.6%となっています。

表１　身体障害者手帳所持者の推移　（単位：人，各年度３月 31 日現在）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
身体障害者数	5,312	5,326	5,307	5,240
身体障害児数	117	117	118	119
合　計	5,429	5,443	5,425	5,359

障害等級別では，重度の「１級」の方が，例年最も多くなっており，「４級」・「３級」・「２級」と続いています。「５級」・「６級」の方は「１級」～「４級」までと比べて少ない状況です。

表２　身体障害者手帳所持者の等級別推移（単位：人，各年度３月 31 日現在）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
１級	1,876	1,843	1,840	1,798
２級	797	788	785	779
３級	846	869	875	836
４級	1,344	1,370	1,357	1,364
５級	270	275	267	277
６級	296	298	301	305
合計	5,429	5,443	5,425	5,359

障害の種類別では，「肢体不自由」が最も多く，次いで「内部障害」が多くなっています。

表３　身体障害者手帳所持者の種類別推移　（単位：人，各年度３月 31 日現在）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
視覚障害	363	369	368	397
聴覚・平衡機能障害	382	391	411	406
音声・言語・そしゃく機能障害	90	94	88	85
肢体不自由	2,680	2,638	2,570	2,480
内部障害	1,914	1,951	1,988	1,991
合　計	5,429	5,443	5,425	5,359

（２）知的障害者

本市の知的障害者（児）の数（療育手帳所持者数）は，令和６年３月31日現在で1,503人であり，このうち18歳以上は1,061人，18歳未満は442人となっています。

知的障害者の令和２年度から令和５年度までの推移をみると，年々増加傾向となっており，令和2年度から令和５年度にかけて129人増加しています。知的障害児についても同様に，年々増加傾向となっており，令和２年度から令和５年度にかけて52人増加しています。なお，令和6年３月31日現在の総人口（205,965人）に対する割合は0.7%となっています。

表４　療育手帳所持者の推移　（単位：人，各年度３月 31 日現在）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
知的障害者	932	973	1,019	1,061
知的障害児	390	394	433	442
合　計	1,322	1,367	1,452	1,503

障害の程度別では，令和２年度から令和５年度までいずれも増加傾向にあり，特に「軽度」の方が増加しています。

表５　療育手帳所持者の程度別推移　（単位：人，各年度３月 31 日現在）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
重度	491	498	522	531
中度	319	329	343	355
軽度	512	540	587	617
合計	1,322	1,367	1,452	1,503

（３）精神障害者

令和６年３月31日現在，本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は2,204人となっています。等級別では，「２級」の方が最も多く，令和2年度から令和５年度にかけて270人増加しています。なお，令和6年３月31日現在の総人口（205,965人）に対する割合は1.1%となっています。

表６　精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

（単位：人，各年度３月 31 日現在）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
１級	252	254	241	249
２級	952	1,051	1,120	1,222
３級	485	542	631	733
合計	1,689	1,847	1,992	2,204

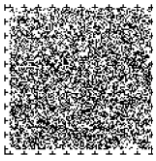

自立支援医療（精神通院）受給者数は，令和６年３月31日現在で3,374人であり，令和２年度と比べて185人増加しています。

表７　自立支援医療（精神通院医療）受給者数

（単位：人，各年度３月 31 日現在）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立支援医療 制度利用者数	3,189	2,991	3,163	3,374

（４）発達障害者

平成22年に障害者自立支援法が一部改正され，発達障害者が障害者の定義に含まれる事が明確化されましたが，その対象者数の把握は難しい状況です。発達障害は大人にも子どもにもみられます。八千代市児童発達支援センターでの新規面接の状況は，令和５年度に462名で，発達遅滞を面接事由とした方は約80.5%でした。

※発達障害者になる原因はよくわかっていませんが，現在では脳機能の障害と考えられていて，自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害，その他これに類する脳機能の障害があって，その発達障害を有するために，日常生活又は社会生活に制限を受ける人を言います。

（５）難病患者

本市の難病患者の数は，県が実施している「特定疾患医療費助成制度」及び「小児慢性特定疾病医療費助成制度」の受給者数でみると，令和６年３月31日現在，それぞれ1,408人，151人で，合計1,559人となっており，総人口（205,965人）に対する割合は0.8%となっています。

表８　難病患者数の推移

（単位：人，各年度３月 31 日現在）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
特定疾患医療 受給者数	1,366	1,325	1,355	1,408
小児慢性特定疾病 医療受給者数	177	149	143	151
合計	1,543	1,474	1,498	1,559

資料：習志野健康福祉センター

（６）高次脳機能障害者

交通事故や病気等で脳に障害を受けたことが原因で，対人関係や生活への適応に困難を示す障害が高次脳機能障害です。高次脳機能障害と診断されれば「器質性精神障害」として，精神障害者保健福祉手帳の申請対象になりますが，身体的な後遺症がない場合，高次脳機能障害は外見から障害の判断がつきにくい上，障害の内容や程度もさまざまであるため，人数等の実態把握が難しくなっています。

本市では，年間10件弱の相談があり，高次脳機能障害者においては，社会参加や安定した在宅生活をいかに行えるかが課題であり，一人ひとりにあった支援が不可欠です。

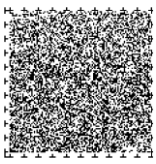

2 本市の主な障害者施策・事業の実施状況

「八千代市第５次障害者計画」の期間中に，市の各部署が取り組んだ障害者施策・事業の実施状況は次のとおりです。

（１）市の施策・事業の実施状況

－障害福祉サービス－

障害福祉サービスは，障害者総合支援法に基づき，障害のある方が，自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うものです。

令和６年３月31日現在，訪問系サービスでは，居宅介護の利用が最も多く，日中活動系サービスでは，就労継続支援（B型）の利用が多くなっています。また，居住系サービスでは，身体障害者の方では施設入所支援が，知的障害者及び精神障害者の方では，共同生活援助の利用が多くなっています。

表９　障害福祉サービスの利用状況　（単位：人，令和６年３月 31 日現在）

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	児童	難病
訪問系サービス	居宅介護	71	29	108	8	3
	重度訪問介護	13	2	0	0	0
	同行援護	51	0	0	0	0
	行動援護	7	56	0	4	0
	重度障害者包括支援	0	0	0	0	0
	小計	142	87	108	12	3
日中活動系サービス	生活介護	83	218	5	0	0
	自立訓練（宿泊型・生活訓練）	1	8	46	0	0
	自立訓練（機能訓練）	6	0	1	0	0
	就労移行支援	10	32	131	0	0
	就労継続支援(A 型)	17	14	63	0	3
	就労継続支援(B 型)	37	121	152	0	3
	就労定着支援	1	20	50	0	0
	療養介護	6	0	0	0	0
	短期入所	25	88	8	21	0
	小計	186	501	456	21	6
居住系サービス	共同生活援助	23	126	87	0	0
	施設入所支援	33	61	2	0	0
	自立生活援助	0	2	2	0	0
	小計	56	189	91	0	0
合　　計		384	777	655	33	9

－補装具費の支給－

補装具費の支給とは，身体機能を補完又は代替し，かつ長期間にわたり使用するもの（義肢･装具･車椅子など）を購入する費用を公費で支給する制度です。

交付件数は，令和２年度を除き，概ね170～180件程度で推移しており，修理件数は，概ね100件前後で推移しています。

表10 補装具の支給件数 （単位：件，各年度３月31日現在）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
交付	116	186	174	180
修理	105	95	86	115

－地域生活支援事業の利用状況－

地域生活支援事業は，障害者総合支援法第77条の規定に基づき，障害者等が地域で自立した日常生活，社会生活，就労等を営むことができるよう本市の社会資源及び利用する障害者等の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

各事業の利用推移は以下のとおりであり，移動支援事業や日中一時支援事業，意思疎通支援事業のうち手話通訳者派遣事業，日常生活用具給付等事業のうち排せつ管理支援用具の給付などの利用が比較的多い状況です。

表11 相談支援事業 （単位：箇所）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害者相談支援事業	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	1	1	1	1

表12 成年後見制度利用支援事業 （単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実利用人数	7	5	8	13

表13 意思疎通支援事業 （単位：人，箇所）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話通訳者派遣事業（実利用者数）	34	35	44	50
要約筆記者派遣事業（実利用者数）	7	4	7	5
手話通訳者設置事業（実設置箇所数）	1	1	1	1

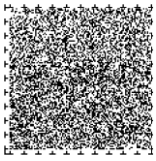

表14 日常生活用具給付等事業 （単位：給付件数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護・訓練支援用具	6	14	10	13
自立生活支援用具	12	10	22	18
在宅療養等支援用具	25	10	22	24
情報・意思疎通支援用具	23	17	24	31
排せつ管理支援用具	3,688	3,689	3,714	3,397
居宅生活動作補助用具（在宅改修費）	0	0	0	0

表15 移動支援事業 （単位：人，時間）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年間実利用者数	60	60	63	62
年間延べ利用時間数	3,519	3,938	4,143	3,932

表16 地域活動支援センター（Ⅰ型） （単位：箇所，人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
市内設置箇所数	1	1	1	1
実利用者数	81	80	79	55

表17 地域活動支援センター（Ⅲ型） （単位：箇所，人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
市内設置箇所数	1	1	1	1
実利用者数（市内）	16	15	16	19
市外設置箇所数	3	2	2	3
実利用者数（市外）	4	2	2	5

表18 訪問入浴サービス事業 （単位：箇所，人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施箇所数	3	3	3	4
実利用者数	9	10	8	8

表19 知的障害者職親委託制度 （単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実利用者数	1	1	1	1

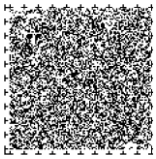

表20　日中一時支援事業　（単位：箇所，人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施箇所数	30	30	33	35
実利用者数	204	231	231	252

表21　社会参加促進事業　（単位：事業）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
事業数	3	3	3	4

表22　理解促進研修･啓発事業，自発的活動支援事業

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
理解促進研修・啓発事業	実施あり	実施あり	実施あり	実施あり
自発的活動支援事業	実施あり	実施あり	実施あり	実施あり

－重度心身障害者福祉手当－

20歳以上の身体障害者手帳１級から４級，療育手帳Ⓐ１からＢ１の方に手当を支給しています。（身体障害者手帳１級から３級及び療育手帳Ⓐ１からＢ１は月額2,500円，身体障害者手帳４級の方は月額1,500円を支給しています。）

表23　支給明細　（単位：人，千円）

	支給人数合計	内訳		支給総額
		支給人数(2,500 円)	支給人数(1,500 円)	
令和２年度	4,593	3,375	1,218	120,828
令和３年度	4,580	3,348	1,232	120,373
令和４年度	4,571	3,358	1,213	120,000
令和５年度	4,490	3,268	1,222	119,636

－心身障害児福祉手当－

20歳未満の身体障害者手帳１級から４級，療育手帳Ⓐ１からＢ2の方に手当を支給しています。（身体障害者手帳１級から３級及び療育手帳Ⓐ１からＢ2は月額2,500円，身体障害者手帳４級の方は月額1,500円を支給しています。）

表24　支給明細　（単位：人，千円）

	支給人数合計	内訳		支給総額
		支給人数(2,500 円)	支給人数(1,500 円)	
令和２年度	478	470	8	13,832
令和３年度	483	474	9	14,071
令和４年度	518	509	9	14,693
令和５年度	527	517	10	15,609

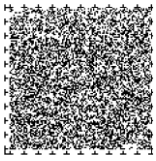

－重度心身障害者医療費助成－

身体障害者手帳１・２級，療育手帳Ⓐ１からＡ２，精神障害者保健福祉手帳１級の方が医療機関等で診療を受けた際に発生した，健康保険適用分の医療費を助成しています。

支給件数は，国保は増減を繰り返しながら概ね20,000件前後で推移しており，社保は増加傾向，後期高齢は減少傾向となっています。支給額は支給件数に概ね比例しておりますが，国保では緩やかに増加傾向にあり，社保では令和４年度で一度減少するものの支給件数同様に概ね増加傾向，後期高齢は減少傾向となっています。

表25　支給明細　（単位：件，千円）

年度	国保		社保		後期高齢		合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
令和２年度	18,767	120,089	12,268	85,228	21,731	75,151	52,766	280,468
令和３年度	20,369	133,444	13,685	91,776	21,264	70,390	55,318	295,609
令和４年度	19,693	134,838	14,017	89,825	20,135	65,067	53,845	289,730
令和５年度	20,307	137,181	15,209	95,422	19,441	65,084	54,957	297,687

－難病者援護金－

千葉県において定められている，「特定疾患」及び「小児慢性特定疾病」の各制度における受給者証等の交付を受けている方，又は本市が指定している疾病で医療機関を受診されている方に支給しています。

支給総額は増減を繰り返しており，令和５年度は令和２年度と比べて210千円減少しています。

表26　支給明細　（単位：人，千円）

	入院(月)	通院(月)	支給総額
令和２年度	166	6,879	18,028
令和３年度	174	6,281	16,573
令和４年度	283	6,870	18,590
令和５年度	228	6,671	17,818

－重度心身障害者介護手当－

18歳以上65歳未満の居宅で６か月以上寝たきりの身体障害者を介護している方，また療育手帳（Ⓐ１からＡ２）所持者の保護者に対し支給しています。

支給人数は増加傾向であり，支給総額も支給人数に比例し増加傾向となっています。

表27　支給明細

	支給人数（人）	月額（円）	支給総額（千円）
令和２年度	128	6,150	9,348
令和３年度	137	6,150	9,705
令和４年度	137	6,150	10,111
令和５年度	147	6,150	10,621

－手話通訳者等の設置･派遣（身体障害者福祉会との連携）－

障害のある人の生活相談やコミュニケーションの円滑化を図るため，手話通訳者等の設置及び派遣を行っています。

令和４年度以降，相談（設置），訪問（設置）の利用件数が減少し，訪問（派遣）の利用件数が増加しています。

表28　手話通訳者等の設置･派遣の利用状況　（単位：件）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
相談（設置）	1,220	1,380	746	626
訪問（設置）	729	601	297	216
訪問（派遣）	452	651	732	706
合計	2,401	2,632	1,775	1,548

－緊急通報システム－

急病等の緊急事態が発生したときに素早い連絡体制で安全を確保するため，ひとり暮らしの重度身体障害者に対し，緊急通報システムを設置しています。

令和２年度以降の設置数は１台となっています。

表29　設置数　（単位：台）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
設置数	1	1	1	1

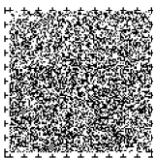

－障害児保育の状況－

保育園等への保育士（指導員・教職員）の配置や保育士（指導員・教職員）の障害児保育に関する研修などを通じて，保育園等における障害児保育の充実を図っています。

表30　保育園に通園している障害児数　（単位：人，各年度３月31日現在）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
知的障害児	55	60	74	90
身体障害児	0	3	4	2

表31　学童保育を利用している障害児数　（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
知的障害児	22	23	32	51

表32　就学相談を利用している障害児数　（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
知的障害児	276	303	289	321

－地域における防災体制－

頻発する自然災害から，生命・財産を守るためには，地域における防災体制の整備・充実が重要となります。本市では，自主防災組織の取組支援や災害時協力協定の推進，福祉施設に対する消防訓練などを通じて，地域防災力の向上を図っています。

表33　自主防災組織数　（単位：団体）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
組織数	164	165	171	171

表34　本市と災害時協力協定を結んでいる団体数　（単位：団体）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
団体数	94	99	101	103

表35　福祉施設に対する消防訓練件数　（単位：件）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
消防訓練	192(0)	212(34)	213(40)	235(48)
福祉施設	51	53	34	54

※（ ）内は，消防立会いでの指導件数

（２）八千代市社会福祉協議会との連携

障害福祉に関する施策においては，八千代市社会福祉協議会（社協）と連携して，細かなニーズに対応できるサービスの提供に努めています。

－ボランティアの養成－

ボランティア活動推進のため，ボランティアセンターの機能を十分に活用しながら，活動の場の提供と養成に努めるための各種ボランティア講座を開催しています。

－ゆいのわ八千代－

NPO・企業・社協の協働による住民参加型生活支援サービスです。支援を受ける側だけではなく，支援の担い手側として障害者の活躍の場にもなります。支援を必要とする人と支援をする人をつなぐ，地域の支え合いのネットワークの形成を図っています。

－相談事業－

多様なニーズに対応できるよう，法律相談・心配ごと相談・権利擁護相談を行い，各関係機関と協力・連携を図りながら，充実した相談事業を展開しています。

各相談とも，新型コロナウイルス感染症拡大により減少傾向でしたが，令和５年度はすべての相談事業で利用者が増加しています。

表36　利用している障害者数　（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
法律相談	44	30	36	58
心配ごと相談	205	61	64	67
権利擁護相談	131	52	77	132

※法律相談・心配ごと相談については，障害児・者のみを対象とした事業ではないため，高齢者等障害者以外の人を含めた人数である。

－成年後見事業－

成年後見制度の概要説明や利用したい方への申立書の作成支援等を行います。また，必要に応じて成年後見人としての受任を行っています。

－日常生活自立支援事業－

在宅での日常生活を送る上で，十分な判断能力が伴わない方や，体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援を行っています。

－福祉教育－

「心のバリアフリー」をテーマとして，幼稚園，小学校，中学校，高等学校，大学，企業などで児童・生徒等と障害のある当事者との交流などを行っています。

－防災寺子屋－

防災への理解を図るため小学校，中学校，高等学校，自治会等で「防災寺子屋」を開催するなど，災害時，緊急時の体制づくりを図っています。

－おもちゃの図書館－

障害のあるなしに関係なく，世代を超えたたくさんの方々が，おもちゃを通じて心のふれあいができる場を提供しています。

令和２年度以降，新型コロナウイルス感染症拡大により事業を中止しましたが，令和５年度より再開し，59人の利用がありました。

表37　おもちゃの図書館利用者数　（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用人数	－	－	－	59

※障害児・者のみを対象とした事業ではないため，高齢者等障害者以外の人を含めた人数である。

－コーヒーと音楽の集い－

障害のあるなしに関係なく，音楽を通じてお互いに理解し，支え合う関係をつくる場を提供しています。

令和２年度以降，新型コロナウイルス感染症拡大により,ボランティアによるYouTube録画・配信を実施してきましたが，令和５年度から再開し，784人の利用がありました。

表38　コーヒーと音楽の集い利用者数　（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用人数	114	123	83	784

※令和２年度以降，コロナ禍による対面開催中止に伴い，ボランティアによるYouTube録画・配信を実施。
※令和２年度から４年度までの利用人数はボランティア数。

（３）市内施設のバリアフリー化の状況

市内の各施設では，障害のあるなしにかかわらず利用しやすい環境づくりを目指して建設や改修の時期に合わせてバリアフリー化を行うなど，実行できる部分から改修を進めています。

－公共施設の新設－

令和６年1月に児童発達支援センター，ことばと発達の相談室及びすてっぷ21大和田が複合施設として移転しました。運用開始した施設には，障害者用駐車スペースを整備し，多目的トイレを設置しています。

－交通機関の改修－

○駅のバリアフリー施設整備

京成本線勝田台駅 東葉高速線勝田台駅	勝田台駅南口エレベーター等設置（令和６年度）

3 アンケート結果による障害者（児）の現状・ニーズ等

令和４年12月から令和５年１月にかけて，市内の障害者及び障害児・保護者を対象としたアンケートを実施しました。

調査結果の概要は次のとおりです。

（１）現在の生活での困りごと

現在の生活の困りごとでは，「一人で外出ができない」が22.9%と最も多く，次いで「就労したいができない」，「日常生活や社会生活の訓練が必要」の割合が多くなっています。

また，障害のある児童では，「日常生活や社会生活の訓練が必要」が53.1%と最も多く，次いで「一人で外出ができない」の割合が多くなっています。

こうしたことから，現在の生活については，外出支援が多く望まれているほか，日常生活や社会生活に向けたリハビリや就労支援などの充実が求められています。

■ 日常生活での困りごと（障害のある人）

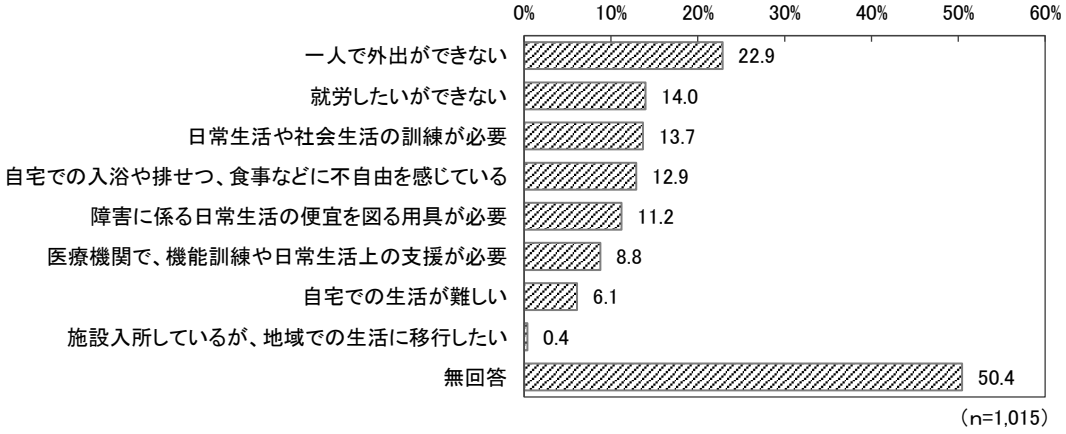

■ 日常生活での困りごと（障害のある児童）

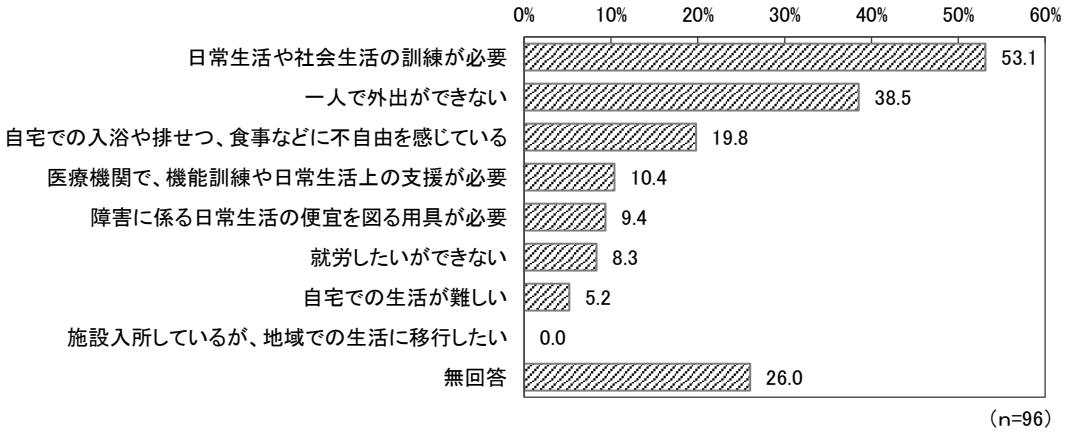

（２）今後，力を入れてほしい障害者施策

本市で暮らしていくうえで，これから特に力を入れてほしい施策では，「情報提供と，気軽に何でも相談できるような体制の充実」が34.4％で最も多くなっています。

また，障害のある児童では，「近隣の企業などで就労できるような職場の開拓」が41.7％と最も多く，次いで「情報提供と，気軽に何でも相談できるような体制の充実」の割合が多くなっています。

こうしたことから，全体として，相談体制と情報提供の充実についてのニーズが高いことが伺えます。

また，障害のある児童では，教育や就労関係のニーズも高くなっています。

■ 力を入れてほしい障害者施策（障害のある人）※上位 10 項目

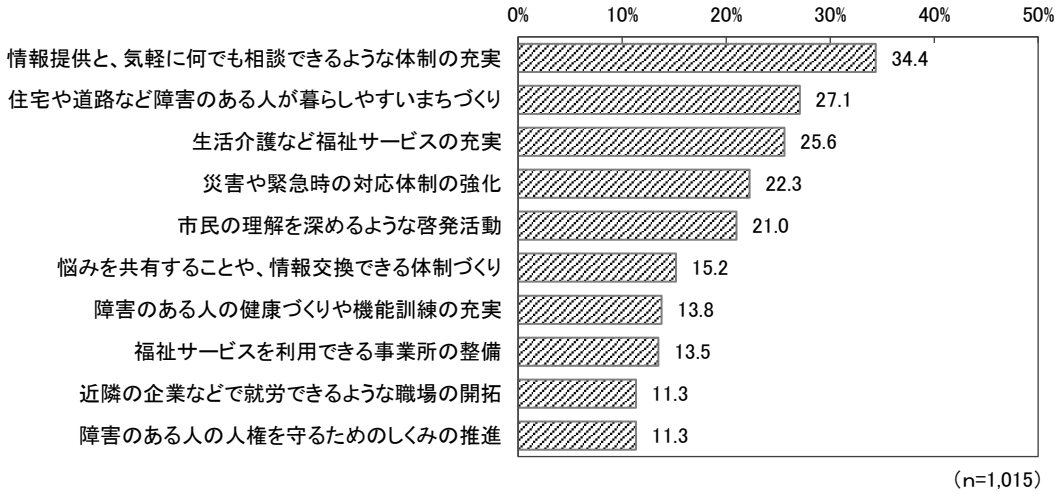

■ 力を入れてほしい障害者施策（障害のある児童）※上位 10 項目

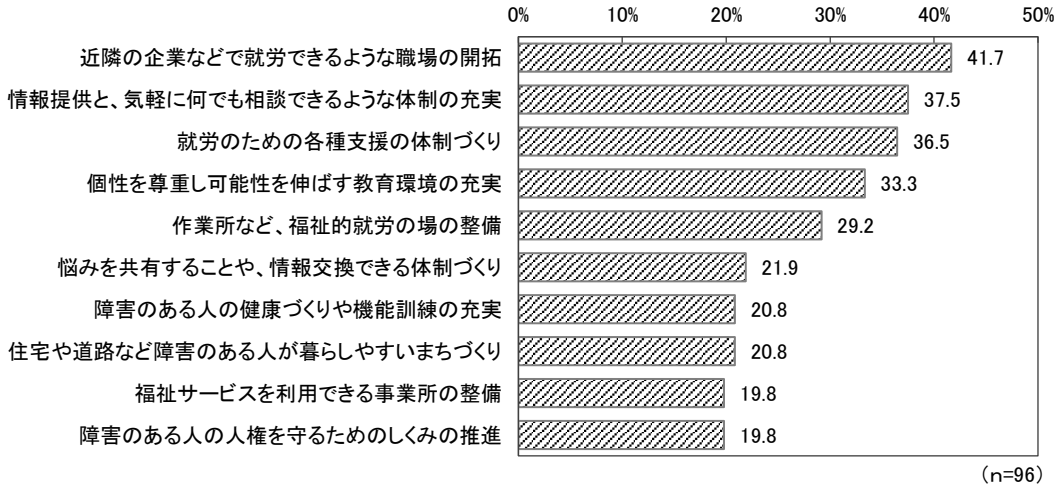

（３）就労の状況・ニーズ

障害のある人の日中の過ごす場所では，「自宅にいて特に何もしていない」が27.2%と最も多く，次いで「働いている（企業などで一般就労している）」が20.2%と多くなっています。

また，働いている方の仕事をするうえでの不安や不満では，「収入が少ない」が30.7%と最も多く，次いで「通勤が大変」，「仕事がきつい」の割合が多くなっています。

こうしたことから，障害のある人の就労継続に向けては，十分な収入が得られることや無理のない範囲で通勤できることなど，障害のある人がより多くの職場を選択できるよう，障害者雇用への理解の促進や，関係機関と連携した多様な就労の場を確保していくことが必要と考えられます。

■ 平日の日中に過ごす場所（障害のある人）

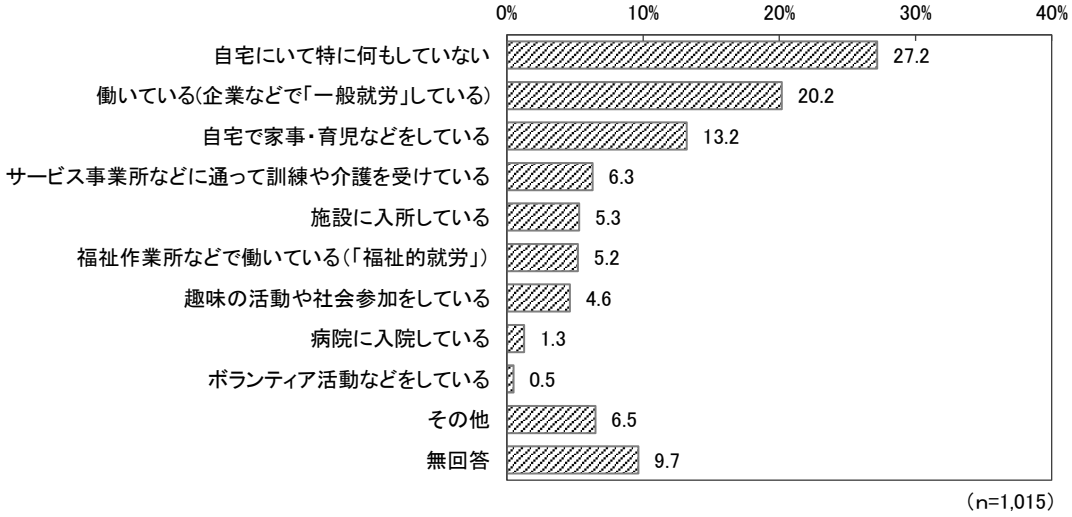

■ 仕事をするうえでの不安や不満（障害のある人）

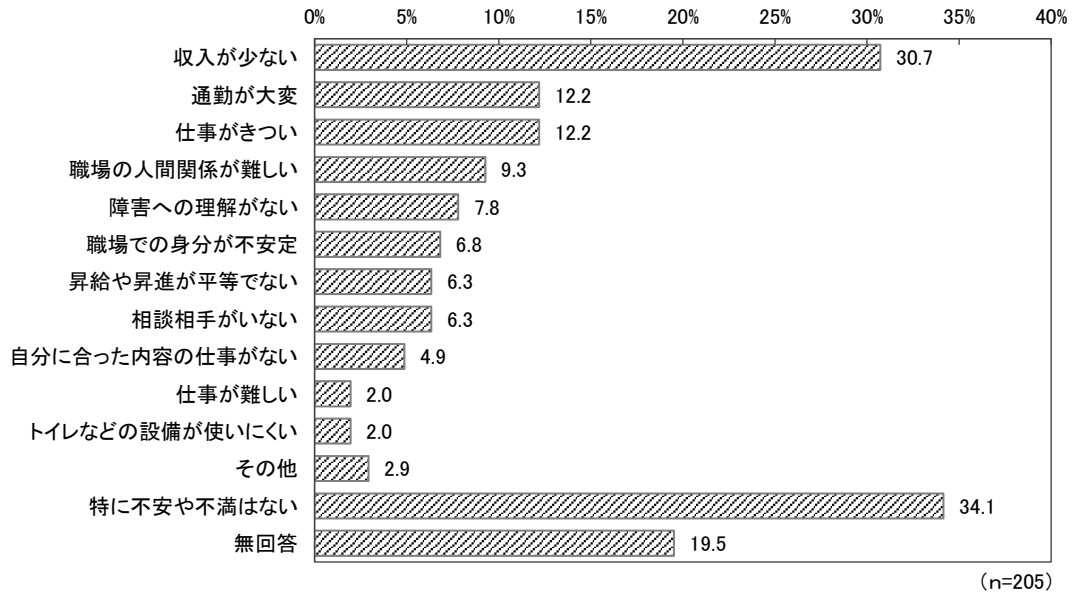

（４）療育・教育について

就学中の児童では，「放課後等デイサービスを利用させたい」が57.0%と最も多く，次いで「同世代の子どもと遊ばせたい」が43.0%となっています。

また，お子さんが通学していて困ることについては，「付き添いがいないと通えない」が40.7%と最も多く，次いで「一人で通えるが，交通事故などが心配」が23.3%となっています。

こうしたことから，障害のある児童・生徒の放課後や夏休みなどにおける居場所となる放課後等デイサービスの充実や，障害のある児童がさまざまな人と交流できるよう，インクルーシブ教育システムを推進していくことなどが必要と考えられます。また，障害のある児童・生徒が安全に通学でき，保護者の心配ごとを解消するための通学支援のあり方について検討していくことも重要と考えられます。

■ 放課後など，希望するお子さんの日中の過ごし方（障害のある就学児童の保護者）

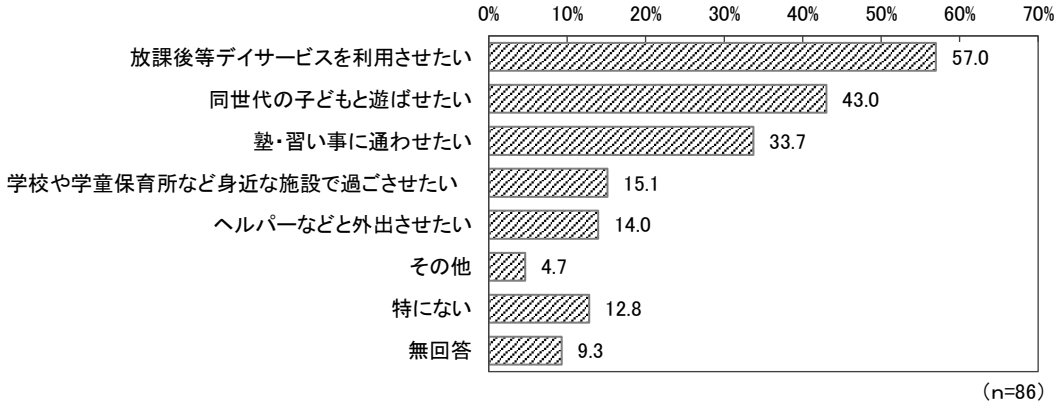

■ お子さんの通学で困ること（障害のある就学児童の保護者）

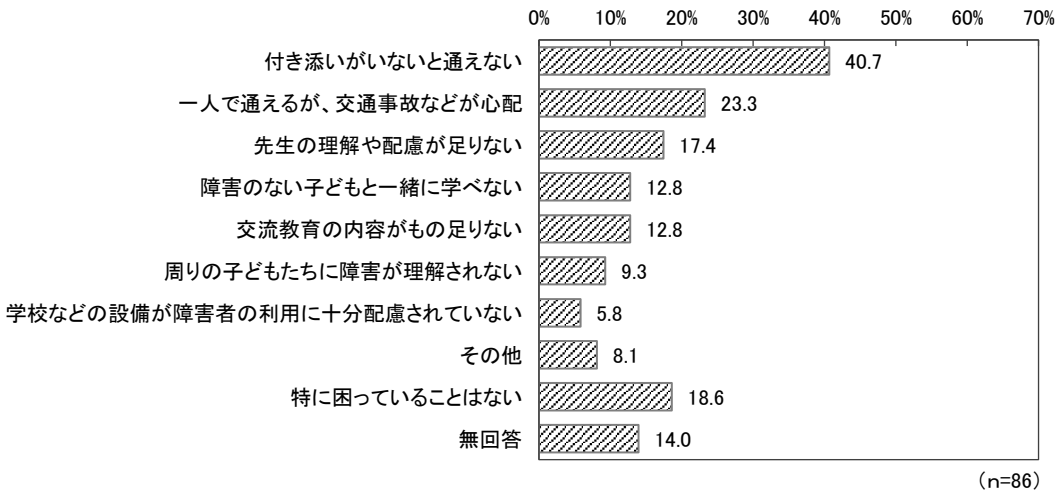

（５）差別や虐待を受けた場合の対応などについて

差別や虐待については，全体の15.3%の方が「受けたことがある」と回答しています。また，差別や虐待を受けたにもかかわらず「相談をしなかった」方が9.2%であり，その理由として，「相談先がわからないから」，「相談するほどのことでもないと思ったから」，「誰も相談する人がいないから」といった回答が多くなっています。

差別や虐待を受けた際の「相談先がわからない」や「誰も相談する人がいないから」といった意見に対しては，それぞれの相談先への周知を図ることで，相談へつなげることが期待されます。

また，「相談するほどのことではないと思ったから」といった意見を踏まえ，困ったことや嫌なことがあった時に気軽に相談できる体制づくりの強化を図ることも重要と考えられます。

■ 差別や虐待を受けた経験（障害のある人）

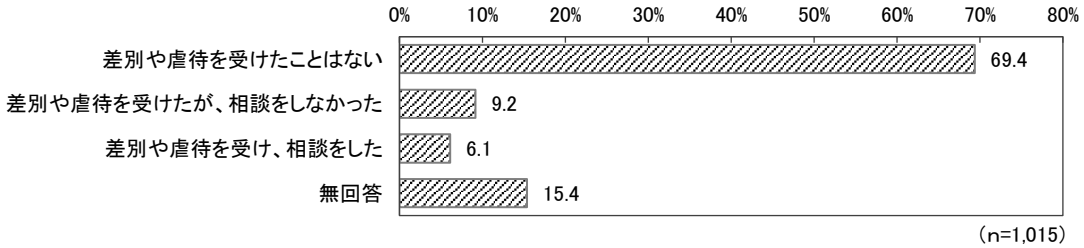

■ 差別や虐待を受けたときに相談しなかった理由（障害のある人）

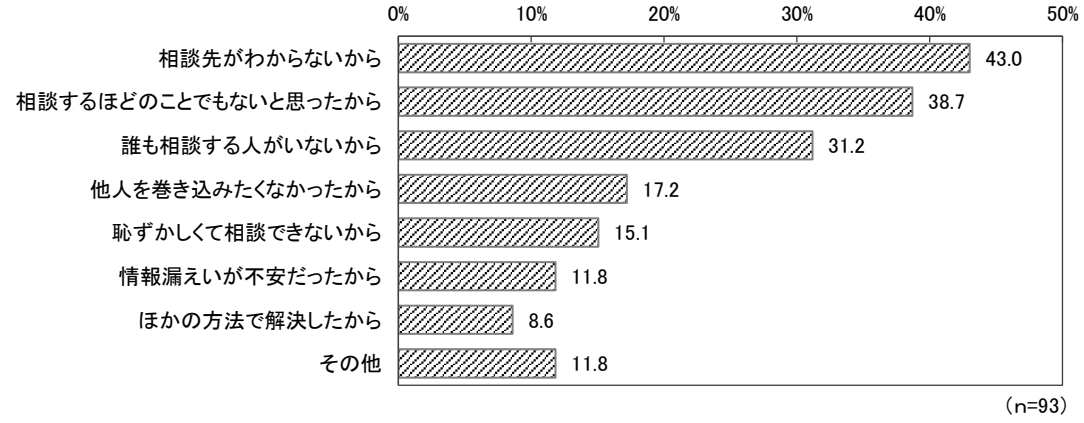

■ 障害者虐待防止センターの認知度（障害のある人）

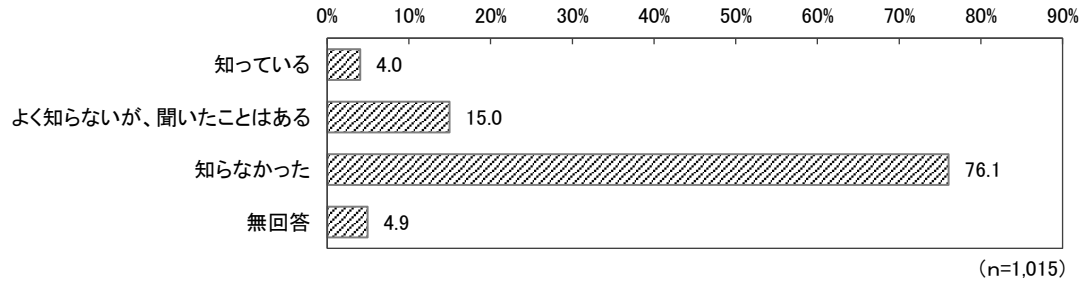

（６）災害時の困りごとなどについて

福祉避難所の認知状況は，「知らない」が77.3%で，大半の障害のある人に認知されていない状況です。また，災害時の困りごとでは，「投薬や治療が受けられない」が53.8%と最も多く，次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」，「安全なところまで，迅速に避難をすることができない」の割合が多くなっています。

近年の頻発する自然災害において，地域での防災力の強化は地域づくりにおける最重要課題のひとつと考えられます。障害のある人が確実に避難できるように，地域防災力を強化するとともに，被災後も安全に生活を継続できるように，福祉避難所の充実及びその周知，また，障害のある人に配慮した避難所環境の整備を進めていくことが必要と考えられます。

■ 福祉避難所の認知度（障害のある人）

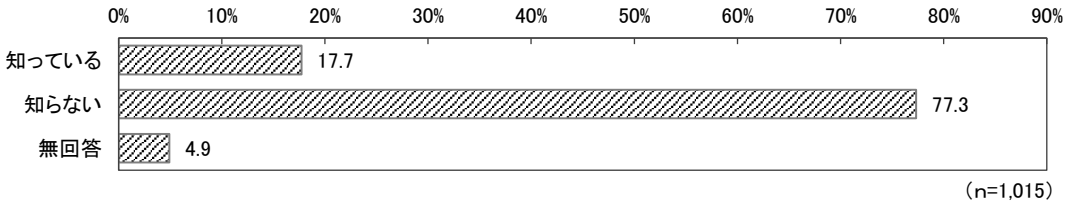

■ 災害時の困りごと（障害のある人）

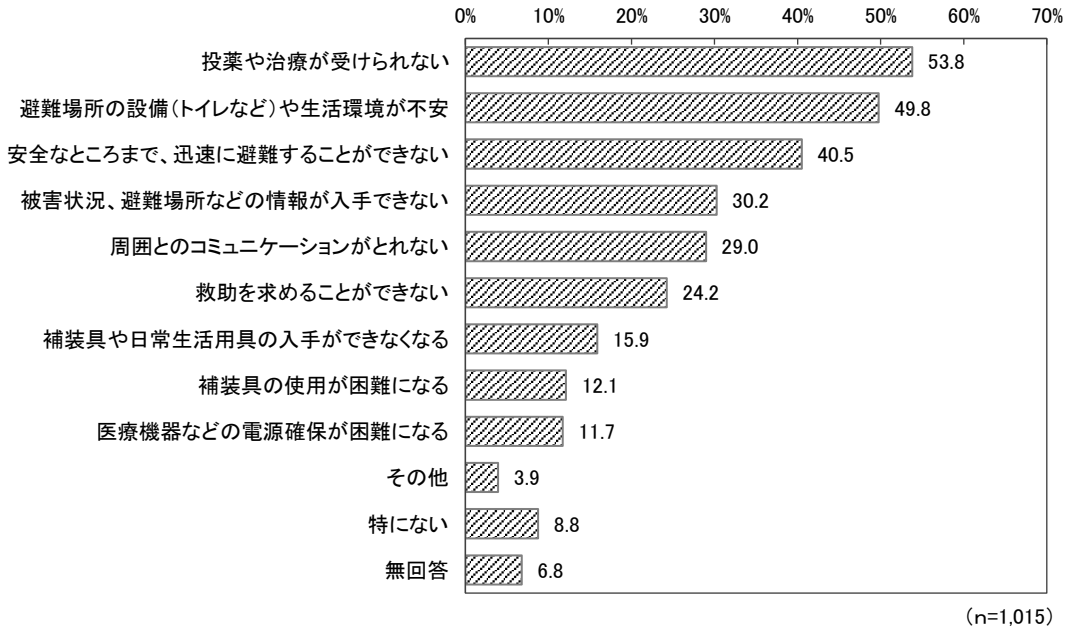

4 第5次障害者計画の取組から見えてきた課題

第５次障害者計画では，「安心してくらせるまちづくり」，「共に参加できる環境づくり」，「心をかよわせ，支えあう意識・体制づくり」の３つの基本目標を設定し，116の事業を展開してきました。

本計画の進捗を確認するため，PDCAサイクルに基づき，八千代市障害者自立支援協議会を通じて各事業の評価を行っております。

各事業の評価結果などから見えてきた今後の課題は次のとおりです。

（１）「安心してくらせるまちづくり」に向けた課題

－相談体制・情報提供体制の充実－

安心して暮らせるまちづくりに向けて相談体制の充実に努めてきましたが，訪問や相談支援業務に対応する専門職員や相談支援事業所の不足などにより，充実した体制づくりを実現するまでには至りませんでした。そのため，今後は相談支援員等の充実や，基幹相談支援センターの委託による相談体制の充実を図るとともに，近年，増加しつつある高齢者からの障害福祉サービスに関する相談にも対応できるよう，関係機関と連携した相談体制を構築していくことが必要と考えられます。

また，情報提供については，市役所や福祉関係機関の窓口へのパンフレットの設置や，市ホームページなどからの情報発信に努めてきましたが，引き続き情報アクセシビリティの向上に資する取組を行っていくことが必要となります。

－福祉サービスの充実－

本市では，障害者総合支援法に基づく福祉サービスをはじめ，障害のある人が安心して暮らせるよう，様々な福祉サービスを提供しています。

今後は，医療的ケアの必要な方の受け入れ事業所やグループホームの充実を図るとともに，地域生活支援拠点機能の強化により，更なる福祉サービスの充実を図っていくことが必要となります。

－保健・医療の充実－

障害のある人が安心して暮らすためには，福祉サービスの提供のほか，保健・医療体制の充実を図ることも重要です。

本市では，地域医療の中核病院である「八千代医療センター」や市内複数の医療機関と連携し，保健・医療体制の充実に努めていますが，近年，救急医療や心の健康支援に従事する医師や専門職員が不足している状況であるため，今後は慢性的な人手不足の解消とともに,強度行動障害のある人への支援などの専門的知識を必要とする人材の育成の強化が必要となります。

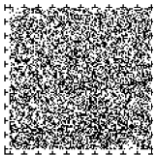

－安全で住みやすいまちづくりの推進－

安全で住みやすいまちづくりに向けて，市内の公共施設・公共交通機関等のバリアフリー化や地域防災力の強化などに取り組んできました。公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化については，関係部署や鉄道会社などと連携し，計画的な整備を進めています。今後は，安全で住みやすい福祉のまちづくりを推進するためバリアフリーマップを作成するなど，ソフト面も含めた取組の強化が必要です。

また，近年の自然災害の発生状況を鑑みると，地域防災力の強化は，障害者福祉の面でも最重要課題のひとつとして考えられます。障害のある人が発災時に逃げ遅れることがないよう，地域での支援体制の充実を図るとともに，避難所生活での障壁を取り除くため，障害のある人に配慮した避難所対策や福祉避難所の充実を図っていくことが必要となります。

（２）「共に参加できる環境づくり」に向けた課題

－療育・教育の充実－

療育を必要としている児童の発達に応じたきめ細やかな支援の充実を図るため，令和６年１月に児童発達支援センター，ことばと発達の相談室及びすてっぷ21大和田を併せた複合施設として，児童発達支援センター（愛称「子ども子育て支援複合施設ハルモニア」）の建替えを行いました。今後は，人材の確保・育成を行いながら，通所支援・地域支援・相談支援の３つを柱とした各機能を強化していくことが必要とされています。

－雇用・就労の充実－

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき，障害のある人がそれぞれに適合する職場で働くことができるよう,障害のある人の雇用の促進を図ることが必要です。

また,障害者の就労について各機関と連携を行い，障害者優先調達推進法に基づく調達方針を定めるなど，障害者の就労の機会の確保が必要です。

－社会参加の促進－

障害のある人が社会の様々な分野に参加していくためには，情報提供や移動手段の確保，交流・参加機会が多くあることが重要です。

また，障害のある人が積極的に社会参加していけるよう，合理的配慮に努めていくことが必要です。

（３）「心をかよわせ，支えあう意識・体制づくり」に向けた課題

－障害者理解の促進・差別の解消－

本市では，令和元年度に八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（八千代市手話言語・障害者コミュニケーション条例）を制定し，同条例の周知啓発や広報活動，各種イベントの開催等によって障害に対する理解の促進に努めてきました。

また，令和６年度には，市職員が窓口業務等において障害のある人に対して適切な対応ができるよう，障害を理由とする差別の解消に関する八千代市職員対応要領（職員対応要領）の改訂・拡充を行いました。

今後は，職員対応要領の庁内での周知・浸透を図るとともに，引き続き，条例の周知啓発等を通じて，障害への理解の促進につなげていくことが必要です。

－権利擁護の推進・虐待の防止－

成年後見制度を含む権利擁護支援については，令和４年度から検討会や準備会を開催し，体制づくりを進めてきました。

令和６年度から，八千代市権利擁護連携支援センター業務を八千代市社会福祉協議会に委託し，権利擁護支援に関する各種取組を推進しています。

今後は，関係機関との連携を強化し，権利擁護の制度や相談窓口について市民・関係者への周知を図る等，より一層権利擁護支援を推進していくことが必要となります。

－思いやりのある地域づくりの推進－

福祉活動を推進するうえで，ボランティアの存在は必要不可欠であり，本市では，八千代市社会福祉協議会や市内の関係機関が連携しながら，地域福祉の担い手となるボランティアの養成，活動支援，活動環境の整備を進めています。また，市民に対して障害者団体の情報や集会・交流会等に関する情報提供を通じて，障害者団体の活動の支援を行っています。

より多くの方がボランティア活動に興味を持ち，参加していただけるよう，養成講座への参加を促進するとともに，活動や交流の場の確保など，障害者団体への支援を行っていく必要があります。

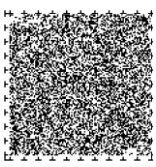

第３章
計画の基本理念等

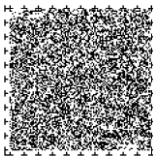

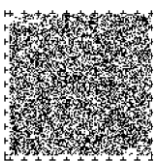

1 計画の基本理念

本市では，これまで「住み慣れた地域で共にくらし，共に参加する」を基本理念に掲げ，障害のあるなしにかかわらず，地域の一人ひとりがお互いに自主性や主体性を尊重しあいながら，住み慣れた地域で安心して「共にくらし，社会に参加していく」ことのできる共生社会の実現を目指してきました。

本計画においても，このテーマを実現させるため，引き続き以下の基本理念を掲げることとします。

住み慣れた地域で共にくらし，共に参加する

地域で共に暮らすためには，障害福祉サービス事業者，相談支援事業者，障害者団体，教育機関，医療機関，介護サービス事業者，地域住民，自治会など，地域に関わる団体や人がつながり・関わり合いを持つことが重要となります。このことから，本計画のキャッチフレーズを以下のとおり設定し，すべての地域住民がつながり・関わり合いを持つ地域社会の実現を目指していきます。

つながり関わり合いながら，共に地域でくらす

2 本計画の基本的考え方

令和４年に改正された障害者総合支援法では，障害や難病を抱えていても安心して暮らせる地域社会の実現に向けて，地域生活への移行や就労支援に対する強化が盛り込まれました。

本計画においても，障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，地域生活への移行及び就労支援に資する各取組の強化を図ります。

障害のある人の社会参加を促進するためには，情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション手段の充実を図ることが極めて重要であるといった視点から，情報アクセシビリティの向上に資する取組を推進するとともに，令和６年度からすべての事業者に対して合理的配慮の提供が義務付けられたことを踏まえ，地域社会のあらゆる場面での合理的配慮の提供に向けた周知啓発等の強化を図ります。

その他，自然災害等から障害者を守るため，災害に強い地域防災力の強化を図ります。

3 計画の基本目標

計画の基本理念の実現に向け，次の３つの基本目標を設定し，各施策・事業を推進します。

基本目標１　安心してくらせる地域づくり

障害のある人たちが，住み慣れた地域で自立し安心して暮らしていくために，相談・情報提供の充実など，地域生活を支えるサービスの充実を図ります。

障害者施設などの活動の場や，障害のある人がライフステージに合わせた暮らし方を実現するために必要なグループホームなど，多様な生活の場の整備を進めます。

加えて，障害者総合支援法に基づく適切な事業運営を図ることで，サービス対象者の枠組みから外れる人が出ないよう，新規サービスの追加や既存サービスの充実についても検討を行い，サービスを提供する人材の確保・養成にも努めます。

障害の発生予防・早期発見や早期対応に加え，常時介護を要する人たちが地域でくらし続けられるよう，医療やリハビリテーションの環境について継続的に支援していくことのできる体制づくりを進めます。

さらに，障害があっても気軽に外出でき，公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できる「バリアフリー」，「ユニバーサルデザイン」のまちづくりを目指すとともに，災害時においても，すみやかに安全が確保され，必要な援助を受けることができる災害に強い地域づくりを目指します。

基本目標２　共に参加できる地域づくり

障害のある人もない人も共に学び，共に働き，分け隔てなく社会に参加していくことができる環境の整備を図ります。

そのために，障害のある子どもが，地域で暮らしていくために必要な力を養うための療育・教育体制を充実させていくとともに，家族に対する心のケアも含めた相談支援を推進します。

障害者雇用に対する理解の促進・啓発や，就労に関する相談体制の強化を図り，一般企業への就労促進と定着の支援を図ります。また，福祉的就労についても障害者優先調達推進法による優先調達の方針に基づき，障害のある人の就労機会増進に努めます。

障害のある人が地域社会や地域活動などに積極的に参加できるよう，情報アクセシビリティの向上や移動手段の確保などの整備を進めるとともに，地域や社会との接点となる交流機会や社会参加の場の拡充を図ります。

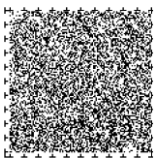

基本目標３　心をかよわせ，支え合う地域づくり

障害のある人もない人も地域で共に支えあう社会の構築を目指し，福祉への関心や理解を高めるために，地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが重要です。おもいやりの心・やさしい心を持つことができるように，地域の人々と関わりながら学ぶ，生活に結びつく福祉教育を推進します。

障害のある人たちに対する差別や偏見をなくすため，障害者差別解消法等の普及啓発を進め，障害を理由とする差別の解消に努めます。また，成年後見制度の適切な活用による障害のある人の権利の擁護や，障害者虐待防止法に基づく障害のある人への虐待防止対策を推進します。

加えて，ボランティア活動など地域住民の自主的な活動を支援し，地域における支えあい・助けあいのネットワークづくりを支援します。

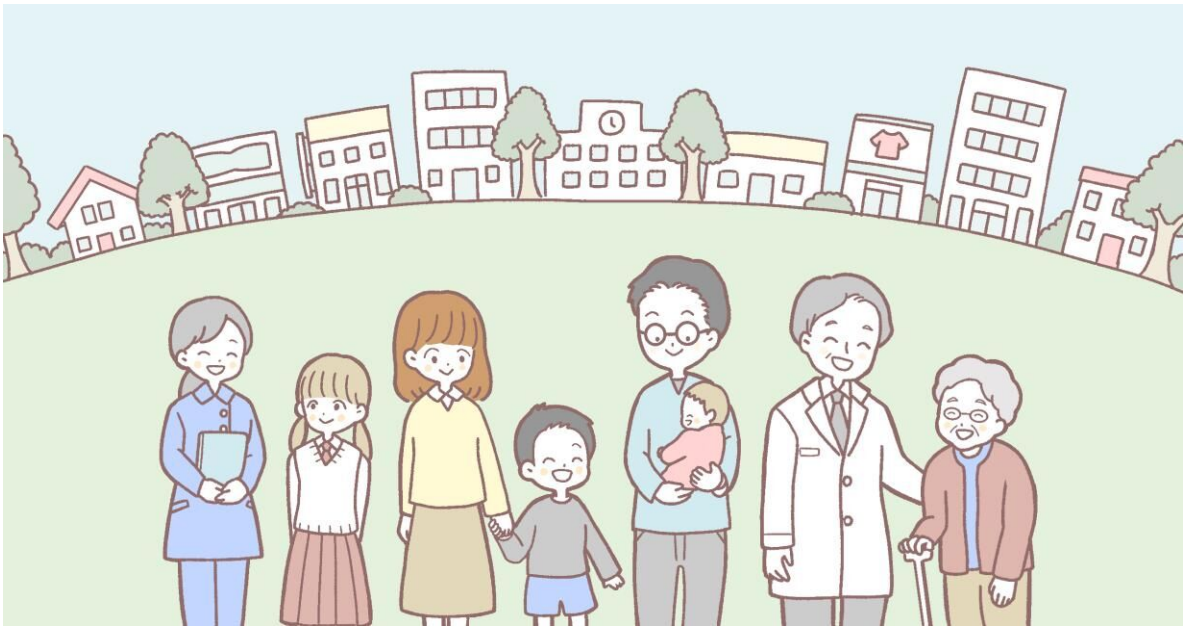

4 計画の体系

住み慣れた地域で共にくらし，共に参加する

基本目標１　安心してくらせる地域づくり

１．相談体制・情報提供の充実

（１）相談体制の充実　　（２）情報提供の充実

２．福祉サービスの充実

（１）地域生活を支えるサービスの充実　（２）生活の場の確保・整備

３．保健・医療の充実

（１）健康を守るサービスの推進　　（２）リハビリテーションの充実

４．安全で住みやすいまちづくりの推進

（１）福祉のまちづくりの推進　　（２）地域防災力の充実・強化

基本目標２　共に参加できる地域づくり

１．療育・教育の充実

（１）相談体制の充実　　（２）療育の充実

（３）インクルーシブ教育の推進

２．雇用・就労の充実

（１）雇用の促進　　（２）就労機会の確保

３．社会参加の促進

（１）情報伝達・移動手段の確保・充実　（２）交流・参加機会の拡充

（３）生涯学習の充実

基本目標３　心をかよわせ，支え合う地域づくり

１．障害者理解の促進・差別の解消

（１）障害に対する理解の促進　　（２）行政サービス等における配慮

２．権利擁護の推進・虐待の防止

（１）権利擁護の推進　　（２）障害者虐待防止対策の推進

３．思いやりのある地域づくりの推進

（１）地域の助け合い活動の推進　　（２）障害者団体等への支援

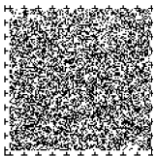

第 4 章
施策の展開

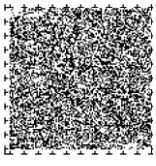

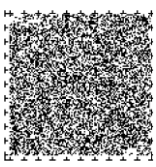

Ⅰ 基本目標Ⅰ 安心してくらせる地域づくり

1 相談体制・情報提供の充実

＜課題と課題解決のための方向性＞

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために，身近な地域で十分な相談支援が受けることができる体制を構築します。また，障害福祉サービス等を利用する人は相談支援事業所等を利用する体制となっているため，サービスを必要とする人のライフステージに合わせたケアマネジメントができるよう，相談支援体制を整備します。

なお，アンケート調査結果から，市に力を入れてほしい障害者施策について，「情報提供と気軽に何でも相談できるような体制の充実」が最も多くなっているため，情報アクセシビリティの向上を図ります。

障害のある人が生活しやすい地域づくりを進めていくため，地域住民の障害への理解促進や，関係機関との連携を強化します。

＜個別施策＞

（１） 相談体制の充実

項目	事業内容
1 相談支援体制の整備・充実	市内相談支援事業所を集めた事業所連絡会を実施するなど，相談支援体制の整備・充実に努めます。【障害者支援課】
2 基幹相談支援センターの機能等	基幹相談支援センターの機能や役割について，相談支援事業所の相談員や障害者自立支援協議会からの意見を踏まえ，検討を進めます。【障害者支援課】
3 関係機関との連携による支援	ケースワーカー等が家庭訪問等を行い，障害のある人本人や介助（支援）者と課題解決に努めます。また，家族の高齢化等の各種の課題についても一体的に支援できるよう，各関係機関の連携強化を図ります。【障害者支援課】
4 専門職員の配置	訪問や相談支援業務に対応する，社会福祉主事，社会福祉士，保健師，看護師，理学療法士，栄養士，言語聴覚士，心理士，精神保健福祉士，保育士など各種専門職員の配置に努めます。【職員課】
5 地域において相談や支援を行う人材の育成	地域において障害のある人への身近な相談を行うため，身体障害者相談員・知的障害者相談員，民生・児童委員，ピアサポーターへ各研修の案内・参加を促進し，人材の育成に努めます。また，障害者団体とも連携しながら，手話通訳者等の養成に努めます。【健康福祉課】【障害者支援課】

項目	事業内容
6　住まいの相談及び居住支援体制の構築の検討	住宅セーフティネット法改正を踏まえ,障害者が希望する地域生活の実現に向けて,関係機関による入居支援や居住支援の調整を図るとともに,必要な居住支援を行うための検討を行います。 【障害者支援課】【建築指導課】
7　重層的支援体制整備事業	複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため,重層的支援体制整備事業を実施します。基幹相談支援センターや相談支援事業所等において,包括的に相談を受け止めるとともに,多機関協働事業,アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施する福祉総合相談課を含む他機関と連携を図ります。 【障害者支援課】【福祉総合相談課】

（２）　情報提供の充実

項目	事業内容
8　「障害福祉のしおり」の配布	障害者手帳新規交付時に，ガイドブック「障害福祉のしおり」を配布し，制度説明を行うなど，サービスの情報提供を充実します。　【障害者支援課】
9　窓口へのパンフレット設置	市役所や福祉関係機関などに設置するパンフレットなどの内容を充実させ，効果的な情報提供を行います。【障害者支援課】
10　情報提供の実施	障害者自立支援協議会の取り組みとして作成した療育支援マップや就労系事業所ガイドブックを配布し,情報の提供を行います。　【障害者支援課】
11　「声の広報」等	「声の広報」など，市が発行する各種広報やお知らせなどの音声化を継続して実施します。　【広報広聴課】
12　情報通信手段の活用	行政情報の提供においては,それぞれの障害等の特性にかかわらず,誰もが必要な情報に簡単にたどり着き利用することが可能な，インターネット等の情報通信手段の活用による，情報アクセシビリティの向上を図り,障害のある人への情報提供の充実に努めます。　【広報広聴課】
13　市ホームページ等の充実	制度の改正等があった場合に,市広報紙やホームページなどを利用した情報提供を行います。　【障害者支援課】
14　障害者情報アクセシビリティ･コミュニケーション施策推進法の推進	障害者情報アクセシビリティ･コミュニケーション施策推進法の推進のため，市独自の指針の策定に努めます。 【障害者支援課】

2　福祉サービスの充実

障害のある人への福祉サービスは，障害者総合支援法の制定以降，「訪問系サービス」，「日中活動系サービス」，「居住系サービス」の３つから成る『障害福祉サービス』と『計画相談支援・地域相談支援』，及び『地域生活支援事業』で構成されています。

また，障害児のサービスについては，通所による支援『障害児通所支援』と入所による支援『障害児入所支援』，『障害児相談支援』により構成されています。

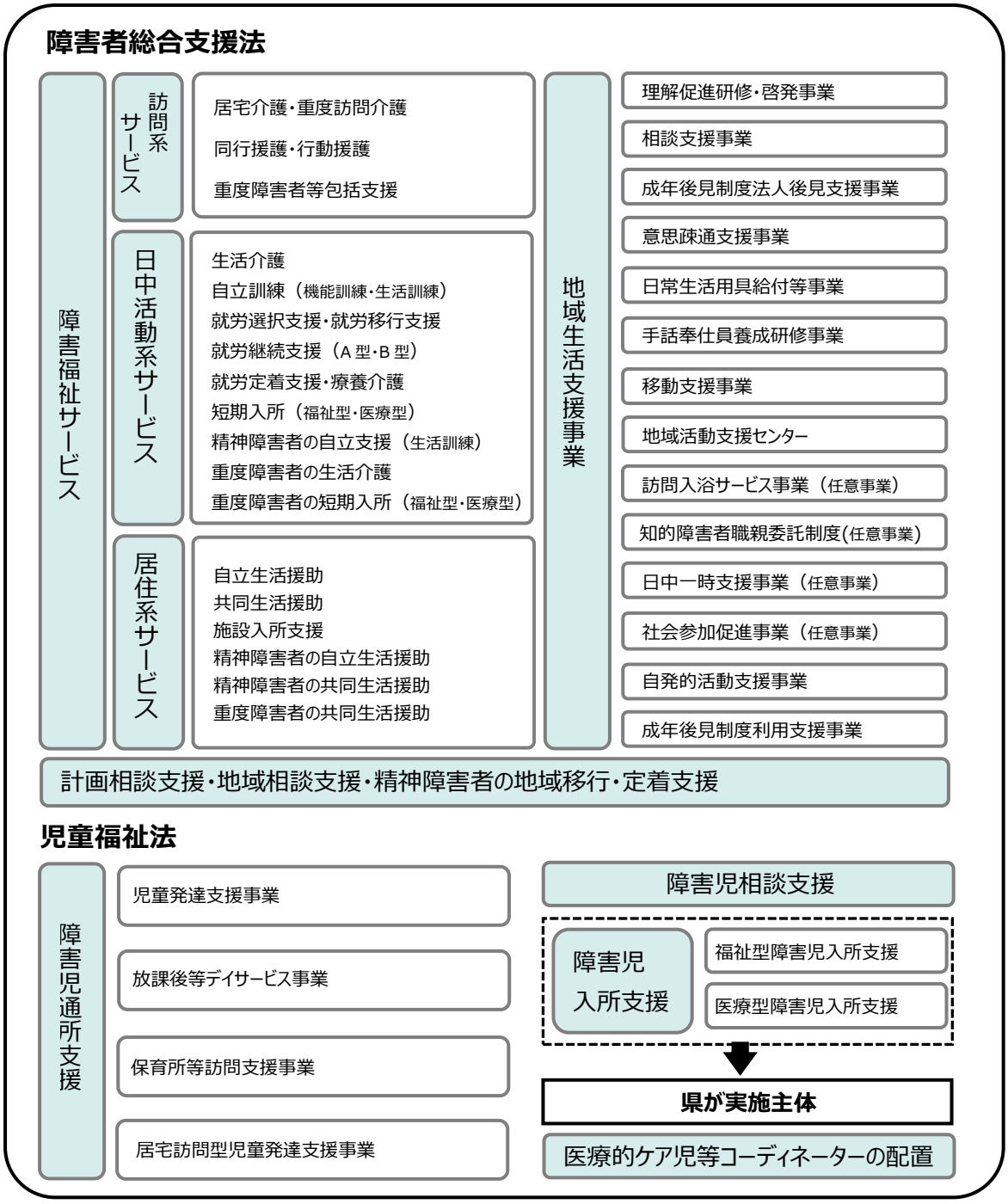

＜課題と課題解決のための方向性＞

障害のある人が，地域社会の中で自立し安心して暮らしていくために，相談・情報提供の充実など地域生活を支えるサービスの充実を図ります。

本市の事業者書面ヒアリングなどで，重度の障害のある人が入れるグループホーム設置についての要望があるため，市内事業所の新たな施設整備計画を踏まえた上で，障害種別ごとに不足している部分の把握を行い，障害のある人が安心して地域生活を送れるよう，生活の場の確保・整備に向けた連携体制の強化を図ります。

障害福祉サービス利用者が増加しているため，障害の特性，障害の重度化・重複化及び障害のある人の生活実態等に対応できるきめ細やかな支援を図ります。

＜個別施策＞

（１） 地域生活を支えるサービスの充実

項目	事業内容
15　障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実施	地域におけるサービス基盤の整備・充実を図るとともに，障害者総合支援法について，障害のある人への情報提供やサービスに関する相談を行います。特に，制度改正による障害福祉サービスの対象者拡大や新たな事業実施等については，しっかりと情報の周知を行い，制度の円滑な実施に努めます。【障害者支援課】
16　各種障害福祉サービスの支給等	居宅介護等の障害者総合支援法によるサービスや移動支援等の地域生活支援事業をはじめとする各種福祉サービスの支給を決定し，また，利用の支援・促進を図ります。【障害者支援課】
17　補装具費，日常生活用具費の支給	障害者総合支援法による補装具費の支給及び地域生活支援事業による日常生活用具費の支給をします。【障害者支援課】
18　事業所の拡充	相談支援事業所やサービス提供事業所等の拡充に向け，連携・調整を図ります。【障害者支援課】
19　短期入所・日中一時支援事業所等の拡充	障害のある人やその家族のレスパイトや緊急時の受け入れ先として十分対応できるよう，短期入所・日中一時支援事業の受け入れ先の拡充に努めます。【障害者支援課】
20　個別相談等の実施	難病患者，発達障害者，高次脳機能障害者等に対しては，対象者の状態に合わせて相談支援事業所及び関係機関と連携しながら，個別相談・訪問等の対応を行います。【障害者支援課】
21　地域生活支援拠点等の整備	障害者の重度化，高齢化や親亡き後を見据え，地域生活支援拠点コーディネーターを配置し，相談，緊急時の受け入れ・対応，体験の機会・場の提供等の充実を図り，障害者の生活を地域全体で支えられる体制づくりを推進していきます。【障害者支援課】

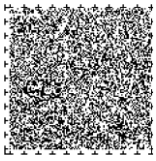

（２） 生活の場の確保･整備

項目	事業内容
22　グループホームの整備補助	グループホームの設置等に際して整備補助を行い，事業者が安定した事業運営とサービス提供を図れるよう支援します。【障害者支援課】
23　家賃助成の実施	グループホーム利用者に対する家賃助成を行います。【障害者支援課】
24　暮らしの場の確保	グループホームの建設を進める事業所と情報を共有し，障害特性に応じたグループホームの建設や，入所定員を増やす取組のほか，居住支援の担当課とも課題を共有しながら，暮らしの場の確保について検討を行います。【障害者支援課】
25　日常生活用具の利用促進	障害に合った居住環境の実現を支援するため，理学療法士との同行訪問により，住宅改修や入浴補助用具などの提案を行うことで，日常生活用具の利用を促進し，在宅生活が継続できるように支援します。【障害者支援課】

3　保健･医療の充実

＜課題と課題解決のための方向性＞

障害の原因となる疾病等の予防･早期発見とともに，障害のある人自身や介助（支援）者の高齢化が進むことが予測されるため，障害の発生,二次障害,重度化予防に向けた対策を図ります。

特に精神障害者が増加しているため，精神疾患に関する知識の普及啓発や，メンタルヘルス対策を推進します。

難病患者等については，医療費助成制度の対象となる疾患が令和６年4月1日現在，341疾患へ拡大されており，引き続き制度の周知に加え，難病等の特性や福祉ニーズ等に合わせた適正なサービスの提供を行います。

障害のある人に対する医療の提供については，円滑に保健･医療サービス等を受けられるよう，地域の医療機関における障害理解の促進や，各関係機関と連携した支援体制の構築を図ります。

また，医療的ケアが必要な障害者（児）の支援体制を構築するため，医療と福祉の関係機関との連携を強化します。

障害の発生，二次障害，重度化予防のため，障害者や市民への生活習慣病予防等の健康づくりや身体機能の維持･向上，リハビリテーションの実施や情報提供を図ります。

＜個別施策＞

（１）　健康を守るサービスの推進

項目	事業内容
26　障害の発生予防、早期発見、早期対応	乳幼児健康診査や生活習慣病等の各種健康診査，相談などの体制整備に努め，医療機関との連携のもと，障害の発生予防・早期発見や早期対応を図ります。また，その後の障害に関する支援については，障害福祉サービス等に引き継ぎ，継続して支援します。　【健康づくり課】【母子保健課】【障害者支援課】
27　八千代医療センターの支援	市の地域医療における中核病院である八千代医療センターを支援し，障害のある人等に対する充実した医療体制の継続に努めます。　【健康福祉課】
28　心の健康の支援体制	心の健康についての理解を深め，問題を早期発見して適切な支援を受けられるような体制の確立に努めます。また，家族が心の健康を維持し孤立することなく地域で安心して生活できるよう支援します。　【障害者支援課】

項目	事業内容
29　難病患者等への支援	難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たって，福祉・医療関係者と連携し，難病等の特性，病状の変化や進行，福祉ニーズ等に配慮して実施されるよう理解と協力の促進を図ります。また，難病患者等に関する相談支援機能の充実・強化に努めます。　【障害者支援課】
30　保健・医療・福祉の連携強化	障害のある人が身近な地域において，必要な時に必要な保健・医療サービスを受けられるよう，地域の医療機関等における障害理解の促進を図るとともに，各相談窓口等と医療機関の情報共有など，保健・医療・福祉の連携強化に努め，継続的に支援していくことのできる体制整備を図ります。　【障害者支援課】
31　地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場を活用し，保健・医療・福祉の連携強化を図ります。　【障害者支援課】
32　各種医療費の助成等	国や県が主体の各種医療費の助成等について，周知に努めるとともに，社会経済の動向などを見据えながら充実を要望します。　【障害者支援課】
33　医療的ケア児支援協議会の開催	八千代市医療的ケア児支援協議会を開催し，保健・医療，福祉，教育等の各機関と連携しながら，医療的ケア児の支援について検討をします。　【障害者支援課】
34　医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等及びその家族の支援の調整等を行う医療的ケア児等コーディネーターを配置します。　【障害者支援課】
35　重度重複障害者受入通所施設運営補助金	八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金により，生活介護事業所等への支援を行います。　【障害者支援課】
36　意思疎通支援事業の対象と事業内容の拡充	意思疎通の困難な障害者（児）が医療機関に入院時に，本人との意思疎通を行うことができる者を派遣し，円滑な医療行為が行えるような支援体制を検討します。　【障害者支援課】
37　やちよ元気体操を活用した健康づくり	運動をきっかけとした住民主体の健康づくりを推進するため，人材の育成と自主活動の支援を行います。　【健康づくり課】
38　事業所への支援	事業所と感染症の発生について情報を共有し，適切な対応ができるよう保健所等と連携に努めます。　【障害者支援課】

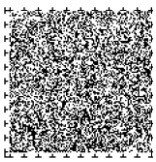

（２） リハビリテーションの充実

項目	事業内容
39　医療的リハビリテーションの充実	障害のある人が，地域でサービスを受けながら生活を継続することができるよう，リハビリ機能を持つ医療機関や自立訓練の共生型サービス事業所等と連携を図ります。【障害者支援課】
40　訪問指導等の実施	理学療法士等が，健康上支援が必要な方への訪問指導や介護予防教室を行います。　【健康づくり課】
41　理学療法士等による個別療育の実施	肢体不自由児に対し，理学療法士等による個別療育を行います。また，保育園等に通う運動発達に遅れのある乳幼児や通所困難な重症心身障害児の相談にも他機関と連携しながら対応していきます。　【児童発達支援センター】
42　福祉的リハビリテーション	医療的リハビリテーションを終了したものの，専門職による機能訓練を必要としている児童等について，民間資源も含め，自立生活に向けた福祉的なリハビリテーションサービスを利用できる体制を構築します。　【児童発達支援センター】

4　安全で住みやすいまちづくりの推進

＜課題と課題解決のための方向性＞

本市で策定している「八千代市都市マスタープラン」では，ユニバーサルデザインの考え方を基本としつつ，特に高齢者や障害者などが日常生活や社会生活を営む上でのさまざまな障壁を取り除き，社会に出て活躍し自立できる環境を都市基盤として整備する方針としてバリアフリー化の推進が掲げられています。

本計画策定にあたってのアンケート調査では，本市に力を入れてほしい施策として27.1%の方が「住宅や道路など障害のある人が暮らしやすいまちづくり」と回答していることから，関係機関と連携の上，市民，民間企業等の理解や協力を得ながら，「バリアフリー」，「ユニバーサルデザイン」のまちづくりを推進します。

災害などの緊急時において障害のある人が周囲の支援を受けながら速やかに避難できるよう，「八千代市地域防災計画」や「八千代市災害時要配慮者支援基本計画」に基づき，避難行動要支援者の支援体制を構築します。

また，災害時に要配慮者の避難施設として障害者施設を活用できるよう，協定の締結や福祉避難所と訓練を行うなど，避難所の運営体制を整備します。

障害のある人の地域生活への移行を推進するとともに，福祉関係者や消費生活センター等と連携し，障害の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。

＜個別施策＞

（１）福祉のまちづくりの推進

項目	事業内容
43　公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	市内公共施設及び公共交通機関や道路等について，高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や八千代市公共施設等総合管理計画などに基づいたバリアフリー化･ユニバーサルデザイン化を関係機関と連携し推進します。 【企画経営課】【資産管理課】【都市計画課】【施設所管課】
44　バリアフリーマップの作成	市民一人ひとりが住みやすいまちづくりを推進するために，公共施設及び駅や大型ショッピングセンター等の主要施設における車椅子用トイレやオストメイト用トイレ，障害者用駐車スペース等の設置状況がわかる市内のバリアフリーマップを作成し，障害福祉のしおりに掲載するとともに随時更新を行います。 【障害者支援課】
45　消費者被害の防止	消費者被害の未然防止を図るため，消費者問題に係る啓発や消費生活センター等の相談窓口の周知を行うとともに，消費生活に関する相談に応じ，消費者支援に努めます。 【消費生活センター】

（２）地域防災力の充実･強化

項目	事業内容
46　防災講話･防災訓練の実施	障害のある人や障害者団体等を対象に防災講話を実施し，自助としての防災意識の向上を図るほか，地域で行われる防災訓練に障害のある人が気軽に参加できるように働きかけ，地域全体の防災意識の向上を図ります。 【危機管理課】
47　避難行動要支援者の支援	「八千代市地域防災計画」「八千代市災害時要配慮者支援基本計画」に基づき，避難行動要支援者情報の把握や防災情報の伝達，避難誘導等の支援体制の充実を図ります。 【障害者支援課】【危機管理課】
48　地域の防災体制の整備	災害等の緊急時に，障害のある人が確実に救助や救援を受けられるよう，プライバシーに十分配慮し，民生委員，自治会，自主防災組織などと連携しながら地域での防災体制の整備を進めます。　【障害者支援課】
49　避難所運営体制の検討	障害のある人の避難所の円滑な利用を推進するため，関係機関と連携しながら，障害のある人の視点を踏まえた避難所運営体制について検討を進めます。【障害者支援課】【危機管理課】
50　福祉避難所の指定	障害者施設等と調整を行い，福祉避難所として指定を行います。また，福祉避難所の円滑な利用のため，利用方法などの周知に努めます。　【障害者支援課】
51　福祉避難所のネットワーク	災害時に，各障害に対応した各福祉避難所が連携し，ニーズに合った避難者の受け入れがスムーズに実施できるようなネットワークづくりに向けた調整を進めます。　【障害者支援課】
52　災害・防災情報の伝達	災害時における気象，災害情報や防犯情報について，障害特性に対応した形の情報を的確・迅速に伝達するシステムの導入・運用を推進します。特に，視覚障害者には防災無線の内容が確認できる自動電話応答サービス，また聴覚障害者には防災情報メールや防犯情報メールを活用した情報伝達など，情報入手にハンディキャップがある人へのサービスを運用し，これらについて広く周知を図ります。　【危機管理課】

2 基本目標2 共に参加できる地域づくり

1 療育・教育の充実

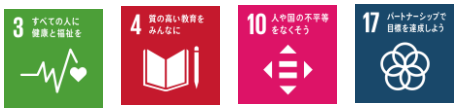

＜課題と課題解決のための方向性＞

療育を必要としている児童の発達に応じたきめ細やかな療育を図るため，令和６年１月に児童発達支援センター，ことばと発達の相談室及びすてっぷ21大和田を併せた複合施設として，児童発達支援センター（愛称「子ども子育て支援複合施設ハルモニア」）の建替えを行いました。今後も，療育の相談，支援に必要な専門員による療育の充実を図ります。

本人の主体性や自主性を尊重した教育を進めるために，「特別支援教育」の考え方のもと，専門機関との連携を図り，一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行います。

また，障害のある児童・生徒の社会的な自立を図るための特別支援教育コーディネーターを活用しながら推進するとともに個別の指導計画を作成し，個人の特性に応じたきめ細やかな支援を継続します。

平成23年７月の障害者基本法改正では，インクルーシブ教育システムの方向性が，特別支援教育と並ぶ学校教育におけるもう１本の柱として示されているため，地域共生社会の実現に向けて障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を推進します。

＜個別施策＞

（１）相談体制の充実

項目	事業内容
53　ライフステージに応じた支援	ライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられるよう，「ライフサポートファイル」「就学移行支援計画」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」などを活用し，教育，福祉，医療，保育の連携による相談体制の整備・充実に努めます。 【障害者支援課】【指導課】
54　相談窓口の周知	相談窓口の周知や関係機関との連携強化を図り，発達に心配のある子ども及び家庭に対する支援を充実させます。 【障害者支援課】
55　就学相談の実施	障害のある児童の早期発見，早期療育に努めるとともに，関係機関や学校等による教育相談体制を整え，障害のある幼児，児童生徒の実態を的確に把握して，就学相談を行います。 【指導課】
56　早期からの情報提供の実施	就学前の年度だけでなく，より早期からの本人・保護者への情報提供，特別支援学級の個別の参観・体験の機会を設けます。 【指導課】

（２）療育の充実

項目	事業内容
57　児童発達支援センターの機能充実	児童発達支援センターの通所支援機能，地域支援機能，相談支援機能の３つを大きな柱とし，各機能の充実を図ります。【児童発達支援センター】
58　日中預かり等の実施	日中預かり及び療育時間外の一時預かり並びにレスパイトサービス等を実施し，障害児を育てる家族の介護負担の軽減を図ります。【児童発達支援センター】
59　保護者の交流支援	児童発達支援センター等において保護者同士の交流や学習を支援します。【児童発達支援センター】
60　地域における支援	地域で安心して暮らせるように，千葉県の障害児等療育支援事業を活用した外来グループ療育やことばと発達の相談室での相談の実施及び保育所等訪問支援により，地域で生活する就学前の障害児を支援します。【児童発達支援センター】
61　教育に係る支援	障害のある児童生徒の教育の場について，就学先決定後も障害の状態等をきめ細かく観察し，その変化に応じて適切な指導及び必要な支援を行うため，弾力的に対応できるよう関係機関との連携を密に図ります。【指導課】
62　障害児保育	保育園等の障害児保育に関する研修（外部講師による専門的な支援の方法についての研修等）を通じて，保育園等における障害児保育の充実に努めます。【子ども保育課】【子育て支援課】
63　施設支援指導等	千葉県の障害児等療育支援事業である施設支援指導等により，児童発達支援センターの専門職員を保育園等へ派遣して，療育の技術指導を行います。【児童発達支援センター】
64　学校の巡回相談	県の特別支援アドバイザーや市の特別支援教育専門家チームが学校の巡回相談を行い，校内体制の構築や支援内容について助言を行います。【指導課】

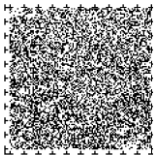

（３）インクルーシブ教育の推進

項目	事業内容
65　個別の教育支援計画の作成	個別の教育支援計画を作成することにより，児童・生徒へきめ細やかに対応し，進学・進級の際の引き継ぎを円滑に進めます。また，特別支援教育コーディネーターが校内委員会の中心となって，支援体制を整えます。【指導課】
66　特別支援教育等に関する研修	一人ひとりの多様な教育的ニーズに対応するため，特別支援教育コーディネーター研修会，特別支援学級等担当者研修会，特別支援学級介助員研修会，通常学級の学習支援に関わる特別支援教育支援員研修を行うなど，特別支援教育等に関する研修を行い，教員の専門性を高め，障害のある児童やその家庭への支援の充実を図ります。【指導課】
67　放課後等デイサービスの実施	障害のある児童・生徒の放課後や夏休み等における居場所となる放課後等デイサービスの適切な利用を図ります。【障害者支援課】
68　インクルーシブ教育システムの推進	障害のある児童がさまざまな人達と交流できるよう，特別支援学校と小中学校，特別支援学級と通常の学級の児童・生徒との交流，地域の子どもたちとの交流促進を図ります。また，保護者の要望に応じて，特別支援学校や特別支援学級への見学や体験学習を奨励します。交流及び共同学習については，関係者の共通理解のもと組織・指導計画を作り，事前指導を行った上で実施します。【指導課】
69　学校施設の改善	障害のある児童・生徒にとって使いやすく，かつ安全性を確保したものとするため，大規模改修工事などの際に，学校施設・設備の改善を図ります。【教育総務課】

2　雇用･就労の充実

＜課題と課題解決のための方向性＞

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき，障害のある人がそれぞれに合った職場に就くことにより，その能力を発揮することができるよう，障害のある人の雇用の促進を図ります。

アンケート調査の結果では，就労に係る不安や不満がある人が多くなっているため，障害の有無にかかわらず均等な就労機会の確保や待遇の改善や就労後の定着が図られるよう，総合的・継続的な雇用･就労支援施策を推進します。

働く意欲がある障害のある人を，一定期間本市の非常勤職員として採用し，一般企業等への就労につなげることを目指す「チャレンジドオフィスやちよ」における実績を重ね，就労を目指す障害者の支援の充実を図ります。

また,障害者の就労について各機関と連携を行い，障害者優先調達推進法に基づく調達方針を定めるなど，障害者の就労の機会の確保に努めます。

＜個別施策＞

（１）雇用の促進

項目	事業内容
70　障害者雇用の促進	公共職業安定所（ハローワーク），障害者就業・生活支援センター，障害者職業センター等との連携に基づいた相談体制の強化を通じ，障害者雇用の促進に努めます。 【障害者支援課】【商工観光課】
71　障害者雇用への理解促進	企業・事業主に対し障害者雇用への理解を促すために，各種啓発やＰＲを行うとともに，法定雇用率の達成を目指して協力を要請します。 【商工観光課】
72　職場体験実習	市役所における障害のある人の職場体験実習事業を継続するとともに，障害のある人の行政職員への雇用の促進に努めます。 【障害者支援課】【職員課】
73　「チャレンジドオフィスやちよ」の充実	「チャレンジドオフィスやちよ」を通じて働く意欲がある障害のある人を，一定期間，本市の非常勤職員として採用し，その実務経験を生かして一般企業等への就労につなげることを目指します。 【職員課】
74　八千代市高年齢者等雇用促進奨励金制度の利用促進	市内在住の心身障害者等を雇用する事業主に対して奨励金を交付する八千代市高年齢者等雇用促進奨励金制度の利用の促進に努めます。 【商工観光課】

（２）就労の機会の確保

項目	事業内容
75　障害者優先調達推進法の周知	障害者優先調達推進法を広く周知するとともに，これに基づく調達方針を策定し，調達方針の達成に向けて積極的に障害者就労支援施設等への発注に努め，障害のある人の就労機会の増進を図ります。　【障害者支援課】
76　就労の場の確保	一般企業等への就労のために訓練が必要な人や，一般就労が困難な障害のある人の働く場を確保するため，就労移行・継続支援事業所等と連携して，多様な就労の場の確保を図ります。　【障害者支援課】

3　社会参加の促進

＜課題と課題解決のための方向性＞

障害のある人が社会のさまざまな分野へ積極的に参加していくためには，情報提供や移動手段の確保，交流・参加機会が多くあることが重要です。

聴覚,言語機能,音声機能,視覚その他の障害のため,意思疎通を図ることに支障がある人が円滑に情報を取得・利用したり，気軽に外出・移動ができるように，手話通訳者等の設置・派遣制度や手話奉仕員の養成研修事業を推進する等の意思疎通支援事業の拡充を図ります。

障害のある人と地域の住民が気軽に交流していくために安心して利用できる施設・環境が求められています。そのため障害者福祉センターの利活用を促進するとともに，その他の公共施設のスペースの利用提供等，障害のある人やその家族が利用できる交流の場を整備します。

障害のある人にとってのスポーツ活動は，障害の程度に応じた健康維持増進のほか，自立と社会参加を促進する役割があります。そのため，障害のある人に対する理解や，スポーツ施設のバリアフリー化の検討や促進により，障害のある人が積極的にスポーツ活動に関わることができる環境を整備します。

＜個別施策＞

（１）情報伝達・移動手段の確保・充実

項目	事業内容
77　手話通訳者等の設置・派遣等	聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障害のため，意思疎通を図ることに支障がある人に，日常生活に必要な情報の入手や社会参加の機会を保障するため，手話通訳者等の設置・派遣制度や手話奉仕員の養成研修事業を推進します。　【障害者支援課】
78　市民向け講座の開催	市民向け講座を開催し視覚・聴覚障害者への理解の促進に努めます。　【障害者支援課】
79　タクシー利用助成制事業	障害者等タクシー利用助成事業の利用周知に努め，障害のある人の利便性の向上と生活圏の拡大を図ります。　【障害者支援課】
80　外出時の支援の案内	日常的な外出など，必要な時に支援が得られるよう，手帳交付時等に外出時等において必要な援助を受けることができる同行援護や行動援護，移動支援事業等のサービスについての周知と利用促進を図ります。　【障害者支援課】
81　自動車改造費の助成等	上肢・下肢・体幹機能の身体障害のある人を対象とした自動車改造費の助成及び自動車運転免許取得への助成に努めます。　【障害者支援課】
82　自転車駐車場の利用料金の減免	障害者手帳を持っている人などを対象に，市営自転車駐車場の定期利用料金を減免します。　【土木維持課】

項目	事業内容
83　鉄道駅の環境整備	市内にある鉄道駅へのエレベーターやスロープ等の設置について，鉄道事業者との協議を進めるなど，使いやすい環境整備を支援します。　【企画経営課】【都市計画課】
84　身体障害者補助犬法の周知	身体障害者補助犬法の内容について周知に努め，市民の理解を深めるとともに，身体障害者の自立及び社会参加の促進を図ります。　【障害者支援課】

（２）交流･参加機会の拡充

項目	事業内容
85　合理的配慮の実施	市が企画･運営する各種イベント等において，車椅子の貸し出しや手話通訳･要約筆記者の配置など，各種障害特性に応じた合理的配慮に努め，障害のある人が参加しやすい機会や場所づくりを推進します。　【障害者支援課】
86　公共施設の活用	障害のある人とない人のふれあいの場として，福祉施設等の公共施設の有効活用を検討します。　【健康福祉課】
87　催し物・行事等の支援	各種団体が企画する障害のある人に関わる催し物･行事等に対し支援します。　【障害者支援課】
88　障害者福祉センターの活用	障害のある人の自立及び社会参加を支援するため，障害者福祉センターの周知と利用の促進に努めるとともに，センターを利用した催事等を企画し，積極的活用に努めます。　【障害者支援課】

（３）生涯学習の充実

項目	事業内容
89　スポーツ活動への参加の促進	障害の種類や程度に応じてスポーツを楽しむことができるよう，関係団体と協力しながらスポーツ活動のきっかけづくりや環境づくりに努めます。また，障害のある人とない人が共に参加できるスポーツ大会の普及に努めます。【文化･スポーツ課】
90　障害者スポーツ大会の開催	障害者スポーツの普及啓発や交流促進等を図るため，障害者スポーツ大会を開催します。　【障害者支援課】
91　公共施設のバリアフリー化	市が管理する文化･体育施設について，八千代市公共施設等総合管理計画や各施設の現状等を踏まえ，バリアフリー化を検討します。　【生涯学習振興課】【文化・スポーツ課】【資産管理課】
92　電子図書館･録音図書等の充実	電子図書館･録音図書等を充実させるほか，拡大読書器や音声読み上げ装置等の利用促進を図ります。　【図書館】【障害者支援課】
93　文化芸術活動の支援	文化芸術関係講座の開催及び作品展示等，障害のある人の文化活動を支援します。　【生涯学習振興課】【文化・スポーツ課】【障害者支援課】

3 基本目標3 心をかよわせ，支え合う地域づくり

1 障害者理解の促進･差別の解消

＜課題と課題解決のための方向性＞

本市では，令和元年度に八千代市手話言語･障害者コミュニケーション条例を制定しました。これらの条例の周知啓発や，広報活動，各種イベントの開催等によって，障害のある人に対する理解の促進を図ります。

令和６年の障害者差別解消法の改正で，事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました。

本市でも引き続き，障害のある人たちに対して市職員等がより適切な対応をとれるよう，職員研修の充実等を図るとともに，選挙における投票環境の向上や投票機会の確保等に努めます。

また，ヘルプカード，ヘルプマークなど，配慮が必要なことを示すための手段が広まっているため，必要な方が援助を受けられるよう周知を図り，障害者等への理解を促進します。

その他，障害のある人やその家族等の関係者の意見を尊重するため，あらゆる意思決定に障害のある人が参画していくことができるよう，機会の確保を図ります。

＜個別施策＞

（１）障害に対する理解の促進

項目	事業内容
94　障害者理解促進事業の実施	障害と合理的配慮に関する正しい理解を促進するため，市の広報紙やホームページなどで啓発活動を進めるとともに，啓発用リーフレットの作成･配布，障害者週間に合わせて特集を組む等，障害者理解促進事業を実施します。【障害者支援課】
95　イベントの開催	障害のある人も参加できるイベント等の開催を支援します。【障害者支援課】
96　障害の疑似体験	多様な機会を活用し，障害の疑似体験や障害のある人の話を聞ける場の拡充を図り，市民の障害に対する理解の促進に努めます。【障害者支援課】
97　差別解消支援地域協議会の開催	改正した八千代市障害者差別解消支援地域協議会設置運営要領に基づき同協議会を開催し，障害者差別解消法の周知など施策の推進を図ります。【障害者支援課】
98　障害者のコミュニケーション手段の理解促進	八千代市手話言語･障害者コミュニケーション条例により，障害者のコミュニケーション手段の理解促進を図ります。【障害者支援課】

（２）行政サービス等における配慮

項目	事業内容
99　職員対応要領の周知	市職員が窓口業務等において障害のある人に対し適切な対応ができるよう，職員対応要領の周知を図ります。 【障害者支援課】
100　職員研修の実施	障害者差別解消法に基づき，不当な差別的取扱いの禁止や，合理的配慮の提供について，全庁的に職員への周知を図るため，研修を実施します。　【職員課】
101　選挙出前講座の実施	特別支援学校において選挙出前講座を実施し，障害のある当事者へ選挙制度や投票の方法についての説明を行います。 【選挙管理委員会】
102　障害当事者の参画	障害のある人やその家族，障害者支援事業所等の声を各種施策に的確に反映させるため，各種施策等の意思形成過程への障害当事者の参画を促進します。　【障害者支援課】

2　権利擁護の推進･虐待の防止

＜課題と課題解決のための方向性＞

判断能力が十分でない障害のある人が，地域で安心して暮らしていくためには，本人の意思決定に配慮した上で，必要なサービスを提供する必要があるため，八千代市社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用援助事業」の促進を図るとともに，個別の希望･要望の相談に対して，権利擁護関係機関と連携を図りながら権利擁護を推進します。

加えて，成年後見制度を含む権利擁護支援について，八千代市権利擁護連携支援センター業務を八千代市社会福祉協議会に委託し，権利擁護支援に関する各種取組を推進します。

市及び関係機関･団体が役割を明確にし，相互の連携を強化することにより障害のある人への虐待の防止と関係機関との情報交換及び連携強化を図ります。

また,令和４年度から障害者福祉施設従事者向けの障害者虐待研修が義務化されたことから,基幹相談支援センターが障害者福祉施設従事者向けの障害者虐待研修を実施するなど，障害者虐待防止対策の推進を図ります。

＜個別施策＞

（１）権利擁護の推進

項目	事業内容
103　権利擁護の推進	障害のある人の権利の擁護や権利行使の援助などを行う県の福祉サービス利用者サポートセンター,後見支援センター及び中核地域生活支援センターの存在や,八千代市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業（権利擁護推進事業）の内容について周知に努め，関係機関との連携強化を図ります。【障害者支援課】
104　成年後見制度による支援	成年後見制度による支援が必要であるにもかかわらず,本人や親族での申立てが困難である方に関して,親族との調整や市長申立ての制度の活用により，利用促進を図ります。【福祉総合相談課】
105　意思決定支援の普及･啓発	意思決定支援は，権利擁護支援の重要な要素であり，意思決定支援の理念が地域に浸透することにより,成年後見制度を含む必要な支援に，適時･適切につなぐことができるほか，尊厳のある本人らしい生活の継続にもつながることから,普及啓発に努めます。【福祉総合相談課】
106　連携強化による早期発見	民生委員・児童委員，自治会，関係機関等との連携強化を図り，成年後見制度による支援が必要な人の早期発見，把握に努めます。【福祉総合相談課】
107　相談の実施及び制度の周知	令和６年４月に設置した八千代市権利擁護連携支援センターの周知を図るとともに,障害者基幹相談支援センターと連携した相談支援体制の強化を図ります。【福祉総合相談課】

（２）障害者虐待防止対策の推進

項目	事業内容
108　障害者虐待防止法の周知	虐待通報等への対応を行うため，障害者虐待防止センターにおいて相談，指導，助言等を行うとともに，民生委員等への周知，パンフレットの作成・配布等による啓発活動を推進します。【障害者支援課】
109　関係機関との連携強化	障害のある人への虐待の防止と，障害のある人やその家族への支援を効果的に行うために，関係する機関と連携を図ることができる体制の強化に取り組みます。【障害者支援課】

3　思いやりのある地域づくりの推進

＜課題と課題解決のための方向性＞

障害者福祉に限らず今後の福祉を考える上で，ボランティアの存在は必要不可欠なものとなっています。八千代市社会福祉協議会（ボランティアセンター）や市内の関係機関等と連携しながらボランティアの養成，活動環境の整備，活動の支援を推進します。また，社会福祉協議会及び支会を中心とする，地域における支えあい・助けあいのネットワークの確立を目指し，「地域力」の向上につなげます。

また，団体の拠点や活動の場として八千代市障害者福祉センターをはじめ，公共施設などの有効利用を図ります。

＜個別施策＞

（１）地域の助け合い活動の推進

項目	事業内容
110　ボランティア養成と活動支援の推進	八千代市社会福祉協議会その他市内福祉･教育関係団体及び八千代市福祉センター，八千代市ふれあいプラザ等の市内関係施設と連携し，地域福祉の担い手となるボランティアの養成，活動の支援，活動環境の整備を進めます。 【健康福祉課】【社会福祉協議会】
111　社会福祉協議会・支会への助成	八千代市社会福祉協議会及び支会が実施する福祉活動の円滑な推進を図るため，団体運営費の一部助成等の支援をします。 【健康福祉課】
112　福祉教育・交流教育	幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージにおける，福祉教育や学習機会を充実するとともに，障害のある児童･生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を推進します。 【指導課】【社会福祉協議会】

（２）障害者団体等への支援

項目	事業内容
113　公共施設での活動の支援	障害者団体が公民館，体育館等の公共施設において円滑に活動できるよう支援します。　【障害者支援課】
114　障害者団体の活動の支援	八千代市身体障害者福祉会･八千代心身障害児者父母の会･八千代市手をつなぐ親の会･八千代市精神障害者家族会かたくり会など，障害者団体の情報や集会･交流会等についての周知や，情報を必要とする方に対する情報提供を充実させるとともに，団体からの要望に関して相談，調整等の対応を行うことで支援を図ります。　【障害者支援課】

第５章
計画の推進について

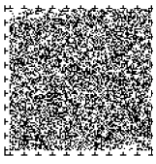

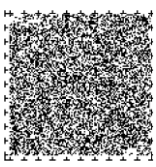

Ⅰ 計画の推進・フォロー体制

本計画の策定のために，八千代市障害者自立支援協議会を開催し，検討作業を進めました。計画策定後も，本協議会を中心として，計画の推進・フォローに取り組んでいきます。

（１）計画推進体制の確立

本計画は，保健・医療・福祉・教育・雇用・まちづくりなど，多くの分野の内容を含んでいるため，関係部署の連携強化が不可欠です。また，計画の推進に当たっては，庁内における連携体制の強化だけでなく，市内各関係機関等との連携強化を図ります。

（２）計画の進行管理と評価

ＰＤＣＡサイクルに基づき，定期的に施策の有効性や障害福祉サービス等の各事業の進捗状況について検証を行い，適切な施策・事業の実施に努めます。計画の中間年度と改定時には，本協議会において，計画の進行管理と評価を行います。

＜PDCA サイクルのイメージ＞

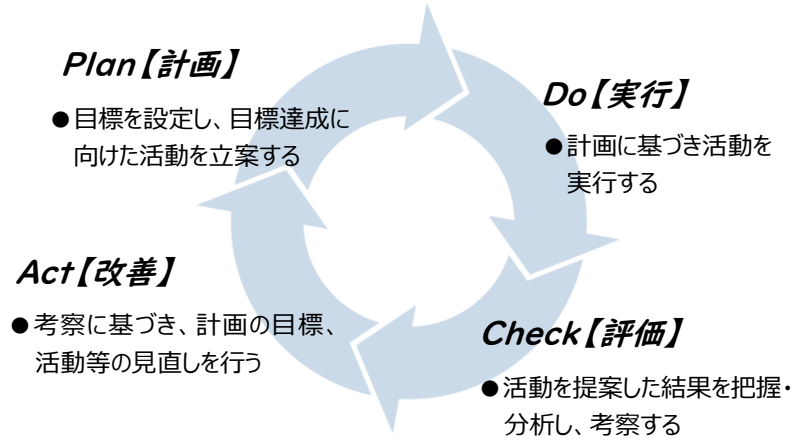

（３）八千代市障害者自立支援協議会

八千代市障害者自立支援協議会は，障害のある人が住み慣れた地域で安心して共にくらし，社会に参加していくことのできるまちの実現を目指し，相談支援事業所や障害者団体の代表，保健・医療・福祉・教育関係団体の代表及び学識経験者など，地域の関係機関が連携して，情報の共有及び協働を図るための方策を協議するために設置しています。市町村は市町村障害者計画を策定するに当たり，障害者その他の関係者の意見を聴く必要があります。

計画策定後についても，本協議会の場を活用し，計画の進捗状況の検証を行い，市として取り組むべき課題の明確化などを進めていきます。

八千代市障害者自立支援協議会　体制図

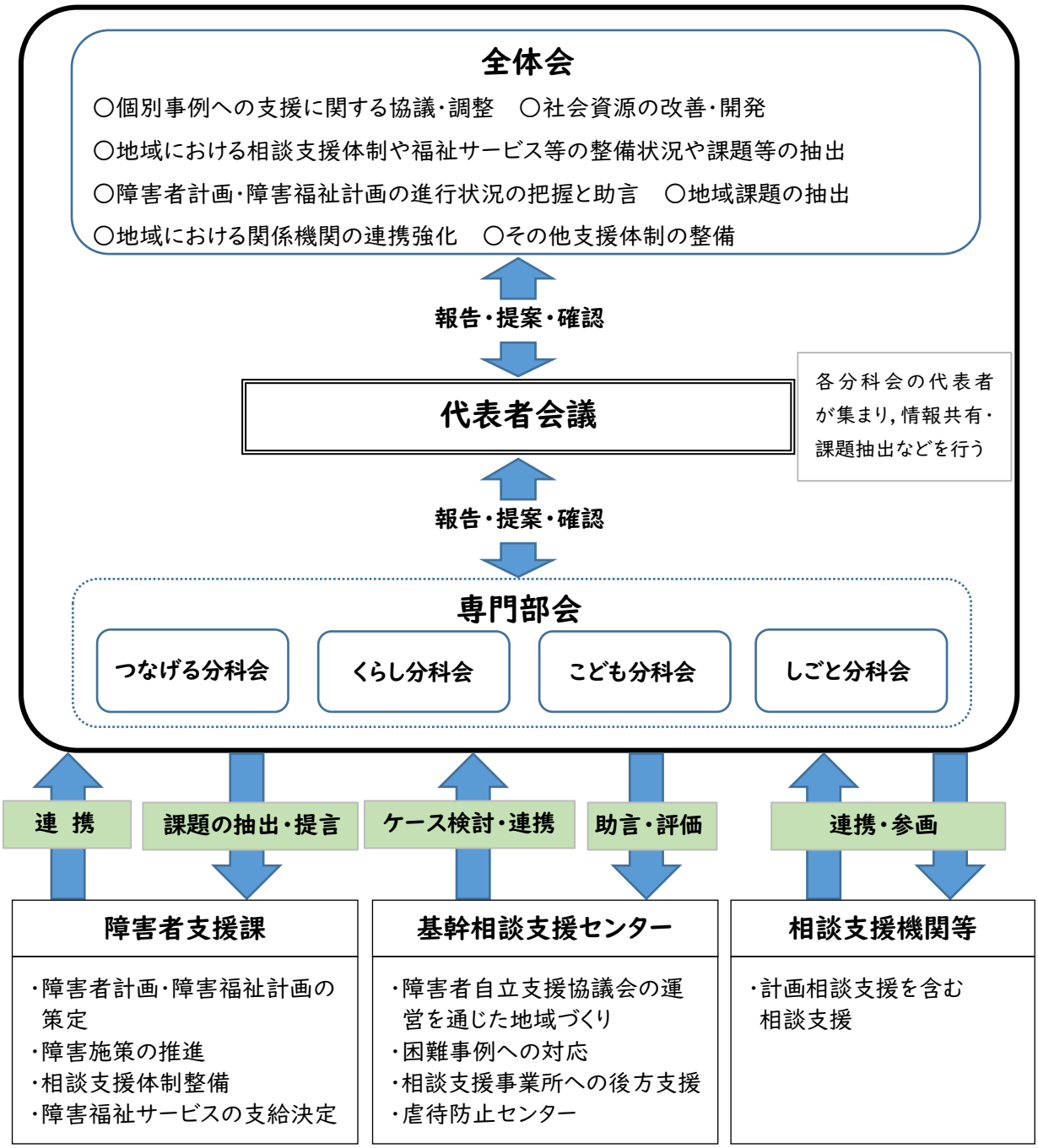

（４）国・県との連携

障害者福祉施策の中には，国や県の制度に基づいて運営されているものもあります。

そのため，本計画の推進に当たっては，国や県の動向を踏まえた適切な施策展開を図ります。

また，各種の機会を通じて，国・県に対して，財源の確保や就労の場の充実，柔軟なサービスの運用等，必要な要望を行っていきます。

資料編

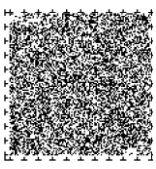

1 用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

誰もがさまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか，あるいはその度合いのことをいう。

意思疎通支援事業

聴覚，言語機能，音声機能，視覚，失語，知的，発達，高次脳機能，重度の身体などの障害や難病のため，意思疎通を図ることに支障がある障害者等に，手話通訳者・要約筆記者の派遣，手話通訳者の設置，点訳・代筆・代読・音声訳等による支援事業の実施により，障害者等とその他の者の意思疎通を支援する事業。

一般就労

通常の雇用形態のことで，労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

医療的ケア

日常生活において，医療的な支援を必要とする人に対して行われる支援。たんの吸引や経管栄養（チューブを使って鼻などから直接栄養を取る方法），人工呼吸器管理など。

インクルーシブ教育

それぞれの子どもの個性を尊重し，どの子も精神的・身体的な能力等を可能な限り発達させ，自由な社会に効果的に参加していけるよう，障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ教育のこと。

親亡き後

年齢の関係で，サポートしている親の方が先に亡くなることが多いため，精神障害・知的障害の方の親が亡くなった場合にご本人をどう支えるかという問題のこと。

【か行】

核家族化

夫婦のみ，夫婦と未婚の子ども，ひとり親と未婚の子どもからなる小家族の世帯が増加すること。

基幹相談支援センター

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，地域の相談拠点として様々な相談や情報提供などの支援を総合的に行う機関のこと。

器質性精神障害

精神疾患のうち，直接脳そのものを障害するものや脳以外の身体的な病気が脳機能に影響を与えることで引き起こすものなどがある。

虐待

自分の保護下にある者に対し，長期間にわたって暴力をふるったり，日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うことをいう。身体的虐待だけでなく，心理的虐待，性的虐待，経済的虐待（金銭を使わせない，あるいは勝手に使う），ネグレクト（養育放棄・無視）などがある。

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い，人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

ケアマネジメント

介護を必要とする高齢者や障害のある人が地域で生活するため，一人ひとりの生活ニーズに応じて，地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて，一体的・総合的に提供するための手法。

計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障害者に対し，サービス等利用計画を作成し，一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援。

ケースワーカー

病気や障害などの困りごとを抱えている人や，経済的な問題を抱えている人の相談に応じ支援につなげる人のこと。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な人の権利を守り，ニーズ表明を支援し代弁すること。障害のある人の権利擁護では，障害福祉サービスを希望又は利用する場面において本人が抱える苦情や差別的な取扱い，虐待その他の人権侵害から，侵害された権利の回復を図り，本人が自らの力を発揮できるようにする過程をいう。

合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念であり，障害のある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が，障害のない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり，障害者の個別・具体的なニーズに配慮すること。

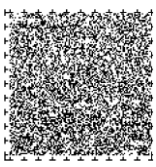

【さ行】

児童福祉法

「すべての国民は，児童が心身ともに健やかに生まれ，かつ育成されるように努めなければならない」という理念に基づき，児童（満18歳に満たない者）の福祉を担当する公的機関の組織や，各種施設及び事業に関する基本原則を定めている。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され，地域住民や社会福祉関係者の参加により，地域の福祉推進の中核としての役割を担い，さまざまな活動を行っている非営利の民間組織。本計画では「社会福祉法人八千代市社会福祉協議会」のことをいう。

住宅セーフティネット法

低所得者や高齢者など，住まいの確保がむずかしい人々を支援するために制定されているもの。

障害児等療育支援事業

都道府県地域生活支援事業の１つで，在宅の障害のある子ども等の地域における生活を支えるため，訪問・外来による療育相談・指導，障害のある子どもが通う保育所等の職員に対する療育技術の支援を行う事業。

障害者アクセシビリティ・コミュニケーション対策推進法

障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで，障がいの有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的として制定されているもの。

障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。障害のある人に対して障害を理由として差別することや，その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また，国や地方自治体に障害者施策に関する基本計画の策定を義務付けている。

障害者虐待防止センター

虐待等で通報を受けた場合に，虐待の事実確認や被害者の一時保護を含む対応措置の実施，都道府県への報告などを必要に応じて行う機関のこと。

障害者虐待防止法

家庭，施設，勤務先で障害のある人に対する虐待を発見した人に通報を義務づけ，自治体などが保護することを定めている。

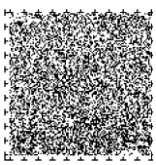

障害者差別解消法

障害者基本法の基本理念に沿って，障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し，行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。

障害者週間

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに，障害のある人が社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されているもの。

障害者総合支援法

共生社会の実現に向け，障害のある人の社会参加等を進めるための支援が総合的・計画的に行われるよう，障害の種類にかかわらず必要なサービスを利用できるようにしたこと，重度訪問介護の対象者拡大，ケアホームのグループホームへの一元化，地域移行支援，地域生活支援事業の充実などを特徴としている。

障害者優先調達推進法

障害のある人の自立を進めるため，国や地方公共団体，独立行政法人などの公的機関が，物品やサービスを調達する際，障害者施設等から優先的・積極的に調達することを推進するもの。

障害福祉のしおり

「障害福祉のしおり」は,八千代市内にお住まいの方やご家族等がご利用できる各種福祉サービスや相談窓口等を１冊にまとめた冊子のこと。障害者手帳を新規で交付された方に,障害者支援課の窓口で配付又は八千代市のホームページから閲覧が可能。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療で，医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（自立支援医療制度）の対象となる医療のこと。対象は次のとおり。

・精神通院医療：精神保健福祉法に規定する精神疾患があり，通院による精神医療を継続的に要する人
・更生医療：身体障害者手帳の交付を受けており，その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人（18歳以上）
・育成医療：身体障害があり，その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる子ども（18歳未満）

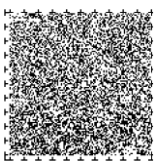

自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより，地域における障害のある人等への相談支援体制に関する課題について情報を共有し，関係機関等の連携の緊密化を図るとともに，地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うため，地方公共団体に設置する協議会。

成年後見制度

障害などにより判断能力が十分でない人の法律行為を代行又は支援する者を専任する制度。家庭裁判所が審判を行う法定後見（判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助のいずれかに分けられる）と，本人の判断能力があるうちに後見人を選び，委任契約を結んでおく任意後見がある。

【た行】

知的障害者職親委託制度

知的障害者の自立更生を図るため，一定期間，知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に預け，生活指導及び技能取得訓練を行う制度。

特別支援学級

小学校，中学校，高等学校及び中等教育学校に，教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校

障害のある子どもに対して，幼稚園，小学校，中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに，障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

【な行】

難病

治療が困難で，慢性的経過をたどり，本人・家族の経済的・身体的・精神的負担が大きい疾患。平成25年４月より障害者総合支援法の対象となり，障害程度区分を受けて障害福祉サービスを利用することができる。対象疾病は341疾病（令和6年4月より）。

【は行】

バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で，建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去することであり，より広く，社会参加を困難にしている社会的，制度的，心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

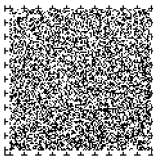

ハローワーク

公共職業安定所の愛称。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する行政機関。職安（しょくあん）ともいう。

ピアサポーター

支援を必要とする当事者に対して支援を行う，同じ障害のある仲間（ピア）。

ＰＤＣＡ（ﾋﾟｰﾃﾞｨｰｼｰｴｰ）サイクル

業務管理手法のひとつで，計画（Plan），実行（Do），評価（Check），改善（Action）の４段階を繰り返して継続的に改善していく流れのこと。

避難行動要支援者

ひとり暮らしの高齢者や重い障害のある人など，日常生活に手助けが必要な人や，避難に当たって支援（避難支援，情報支援）が必要となる人のこと。内閣府により「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年８月）が示され，全国市区町村で避難行動要支援者名簿の作成・活用が進められている。

福祉的就労

一般就労が困難な人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で，一般の労働者とは異なり，施設（就労移行支援事業所，就労継続支援Ａ・Ｂ型事業所）の利用者という立場となるが，工賃の向上など労働者性に着目した底上げが目指されている。

ベッドタウン

大都市周辺の地域や住宅地のこと。

ヘルプカード

障害のある人が，災害発生時や緊急時に，障害の種別や特性等に応じた支援を受けられるよう，連絡先や配慮してほしいこと等が記載できるカード。

ヘルプマーク

内部障害や難病を患っている人，妊娠初期の人など，何らかの配慮を必要としているが，外見からは分からない人が，周囲の人に知らせることで支援を得られるよう作成されたマーク。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき，民間企業や国，地方公共団体等の事業主は，一定の割合以上の障害者を雇用しなければならないとされており，この割合のことを，法律で定められていることから「法定雇用率」という。

補助犬

視覚障害のある人の歩行をサポートする「盲導犬」，身体が動かしにくい人の日常生活をサポートする「介助犬」，聴覚障害のある人に音を知らせる「聴導犬」の総称。

ボランティアセンター

ボランティアに係る各種調整を行うとともに，ボランティア活動を支援するために設置される機関のこと。

【ま行】

メンタルヘルス対策

長時間労働，人間関係からくるストレス，適切な休息やリラクゼーションの欠如等のこころの問題を引き起こす要因をあらかじめ対策すること。

【や行】

YouTube（ユーチューブ）

無料で動画を視聴したり，自分で作成した動画をアップロードして世界中の人々と共有できるウェブ配信サービスのこと。

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく，どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

要約筆記

聴覚障害のある人等への情報保障手段のひとつで，話している内容を要約し，文字として伝えること。「要約し，通訳する」ことで，速記とは内容が異なる。筆談のほかパソコン入力などにより行われる場合がある。

【ら行】

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいう。

療育

障害のある子どもが社会的な適応力を付け，自立することを目的に行われる医療と教育を一体化させた保育。一人ひとりに対する医学的な診断・評価とこれに基づく指導を行う。

レスパイト

障害のある方の家族を一時的に障害のある人の介護から解放することによって，日ごろの心身の疲れを癒し，休息できるようにすること。

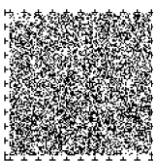

2 福祉避難所（障害者向け）一覧表

番号	主たる施設名	所在地	付随する施設
1	小池更生園	小池 393	
2	作山更生園	小池 392	
3	ビック・ハート	小池 412-3	
4	はばたき職業センター	米本 2429-10	
5	友愛みどり園	緑が丘西 5-20-2	
6	ふる里学舎高津	高津 1047-1	
7	こいけ障害者支援センター	小池 407	
8	ふる里学舎八千代	米本 1517-1	
9	千葉県立八千代特別支援学校	緑が丘西 5-24	
10	子ども子育て支援複合施設	大和田新田 477-106	・児童発達支援センター・ことばと発達の相談室・子ども支援センター すてっぷ 21 大和田・ファミリー・サポート・センター

（令和７年３月 31 日現在）

3 八千代市内バリアフリーマップ

A. 八千代市北部

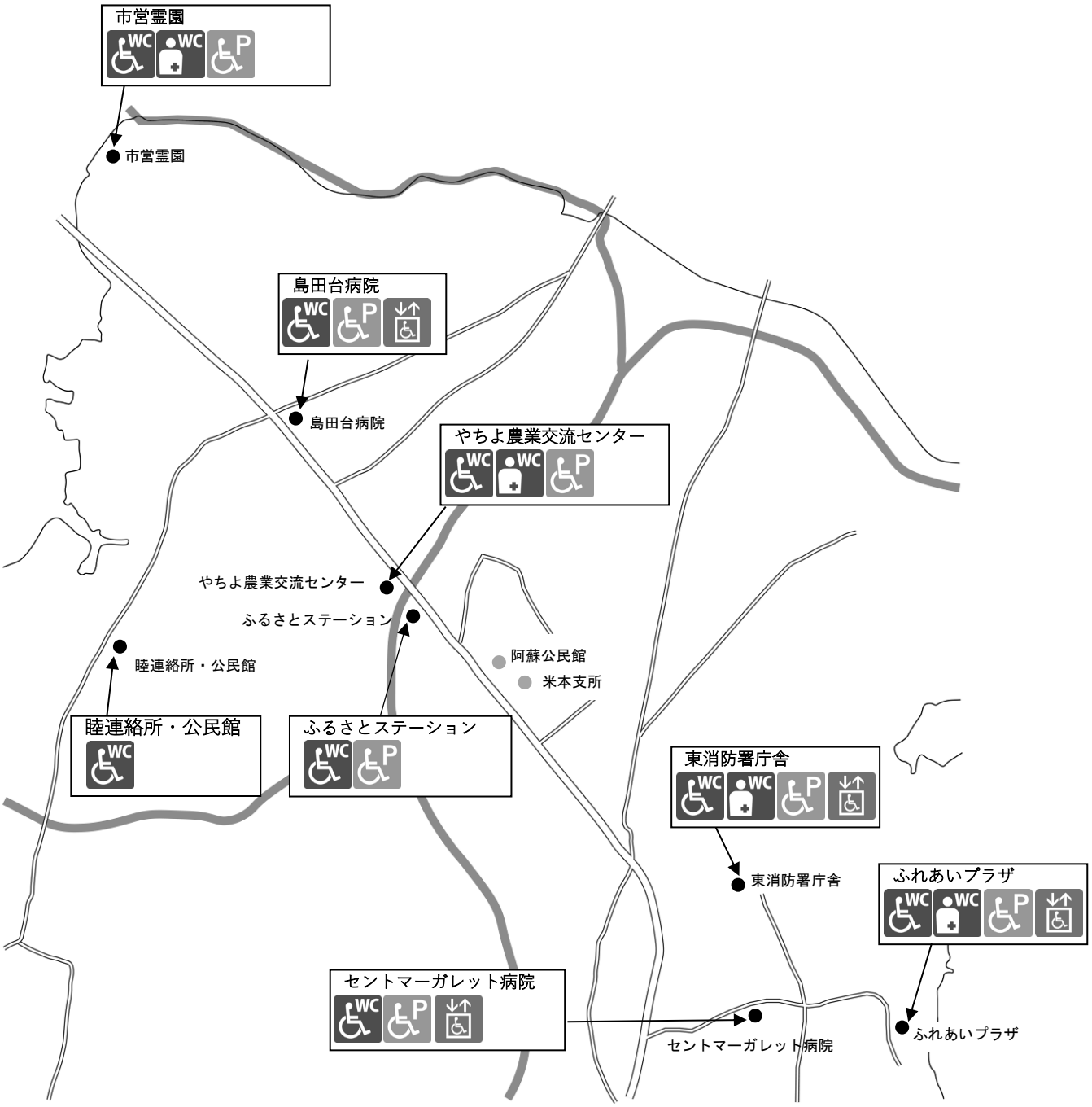

～凡例～

- 車いす用トイレ
- オストメイト用トイレ
- 障害者用駐車スペース
- 車いす用エレベーター
- エスカレーター

B．八千代中央駅周辺

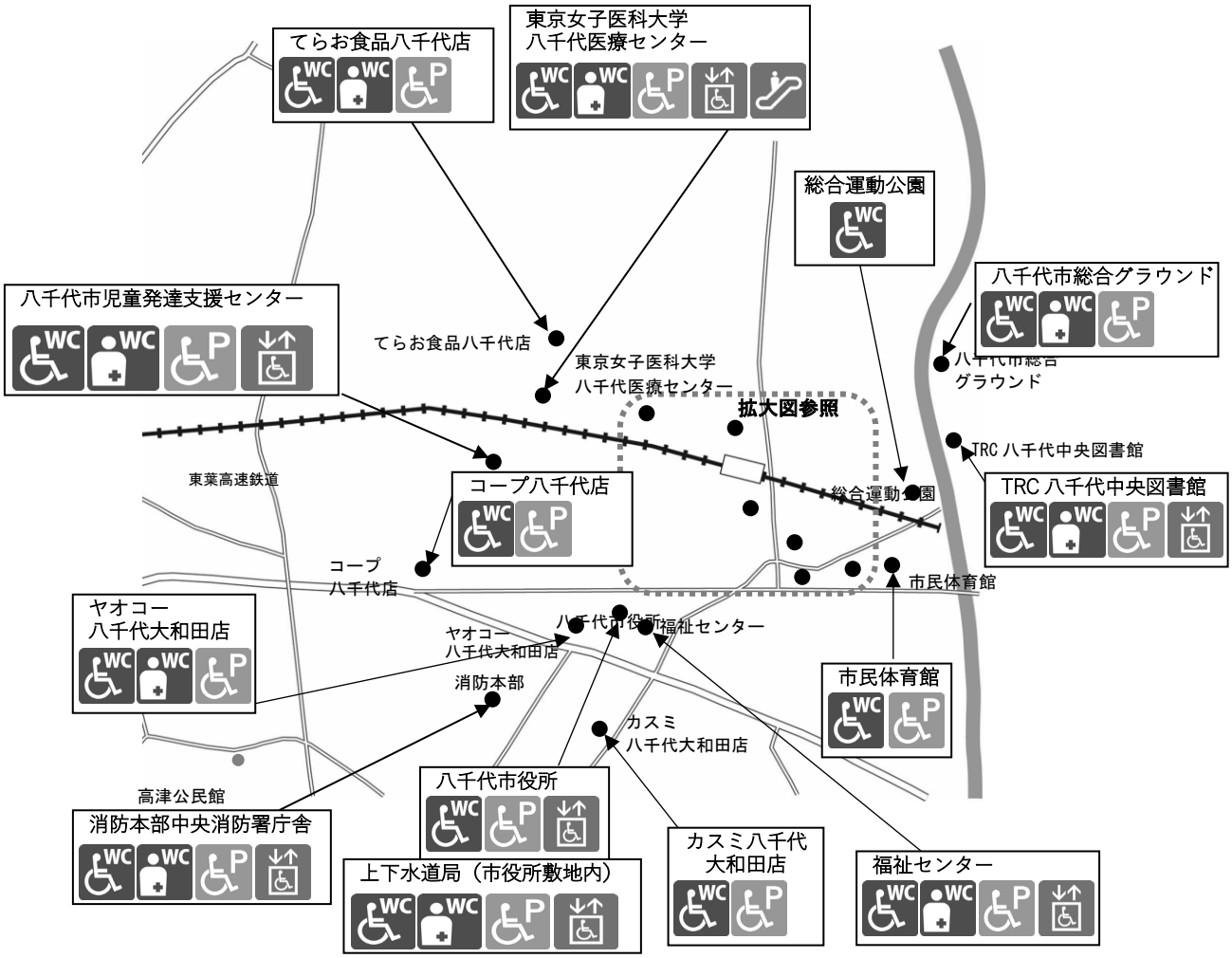

＜＜拡大図＞＞

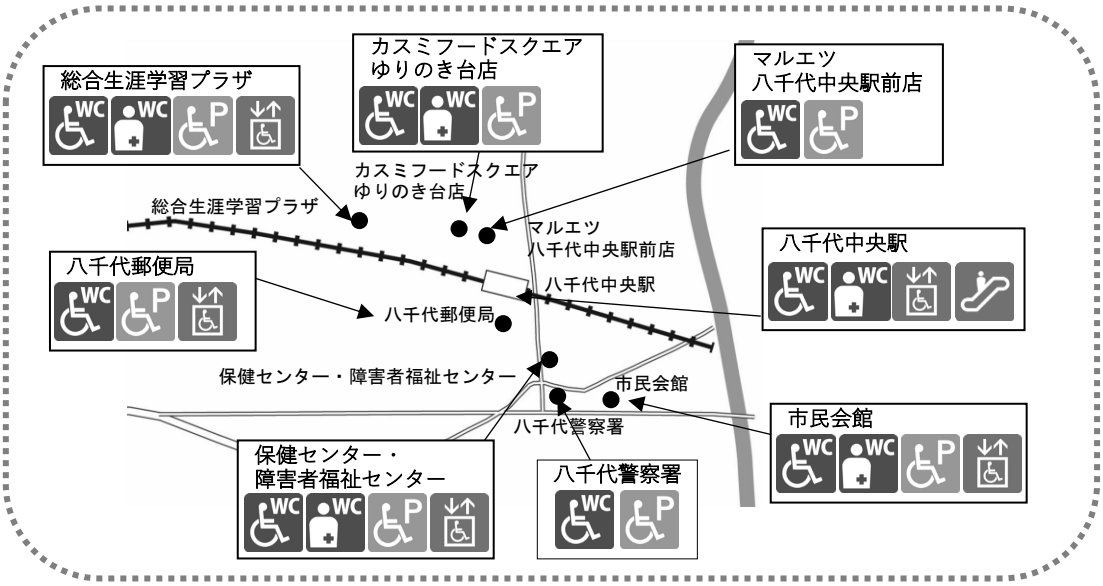

～凡例～

- 車いす用トイレ
- オストメイト用トイレ
- 障害者用駐車スペース
- 車いす用エレベーター
- エスカレーター

C. 八千代緑が丘駅周辺

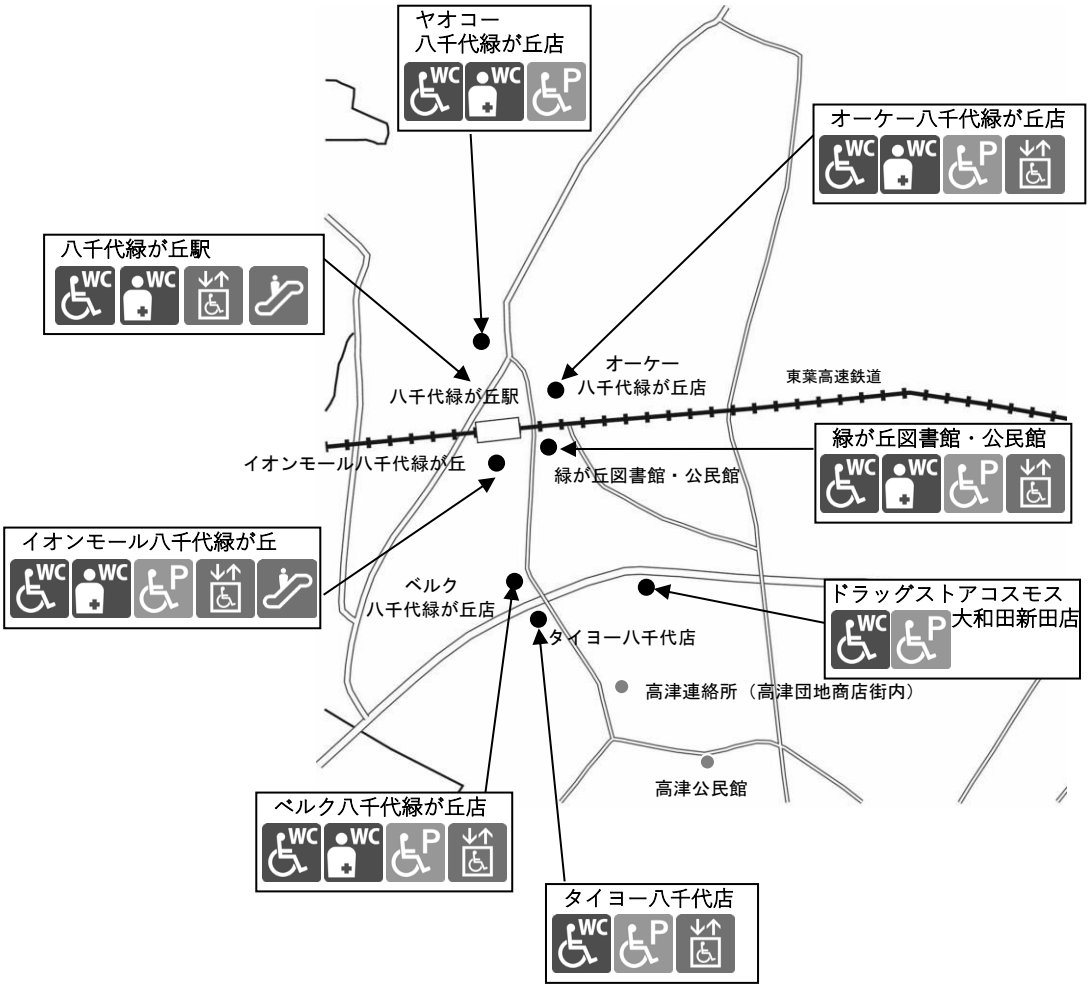

～凡例～

- 車いす用トイレ
- オストメイト用トイレ
- 障害者用駐車スペース
- 車いす用エレベーター
- エスカレーター

D．八千代台駅･大和田駅周辺

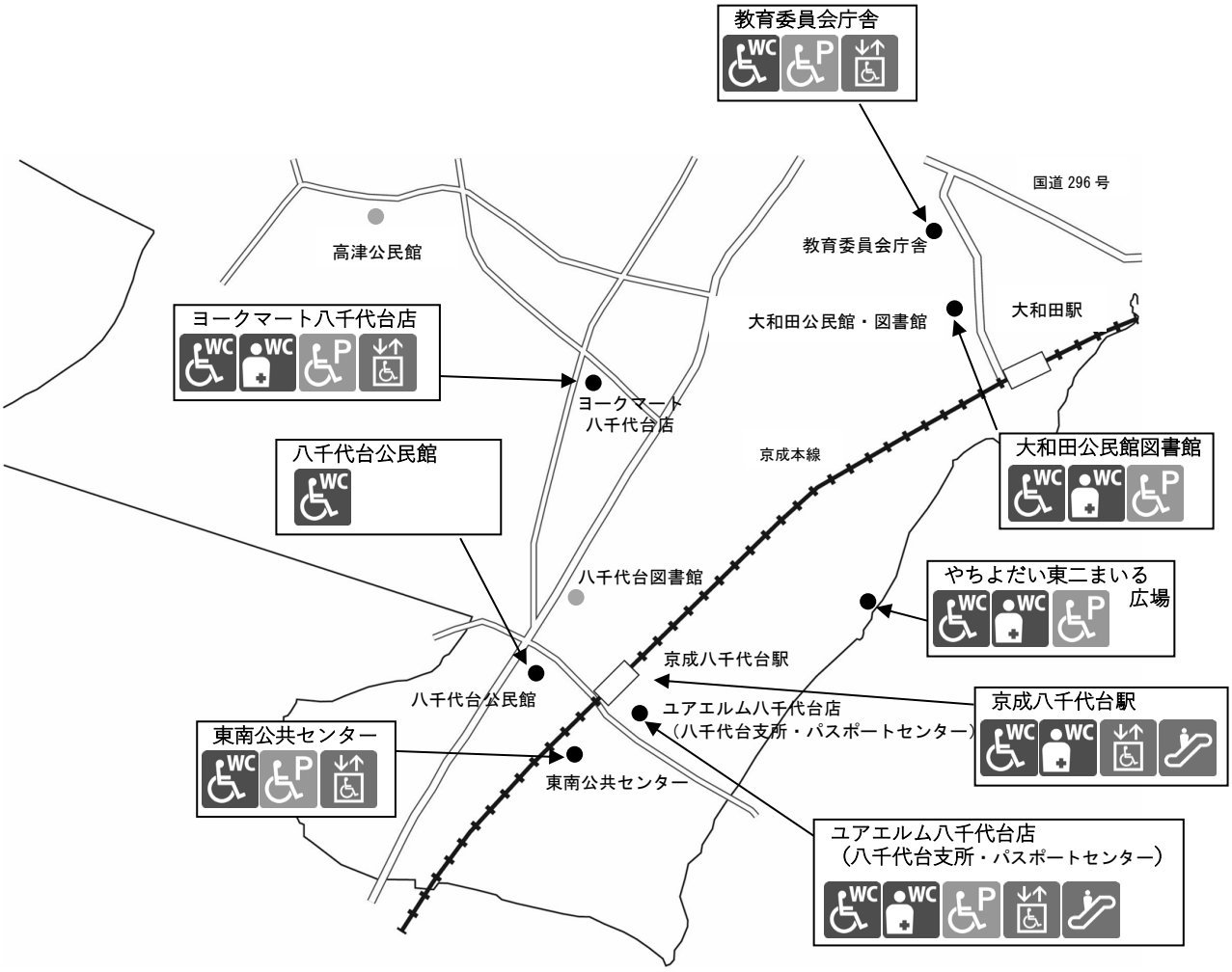

～凡例～

- 車いす用トイレ
- オストメイト用トイレ
- 障害者用駐車スペース
- 車いす用エレベーター
- エスカレーター

E．村上駅･勝田台駅周辺

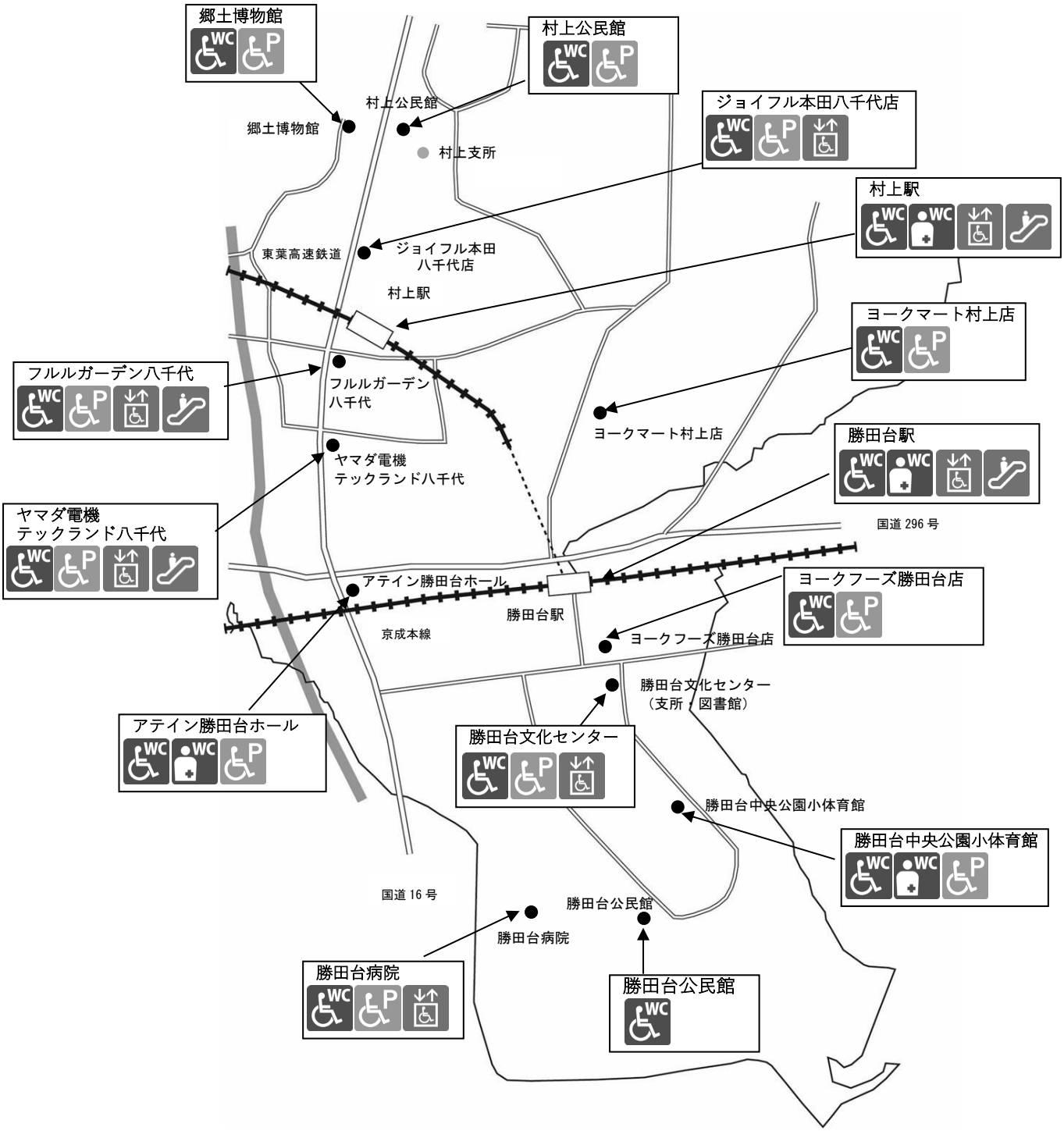
郷土博物館
村上公民館
ジョイフル本田八千代店
村上駅
ヨークマート村上店
フルルガーデン八千代
ヤマダ電機
テックランド八千代
勝田台駅
アテイン勝田台ホール
ヨークフーズ勝田台店
勝田台文化センター
（支所・図書館）
勝田台中央公園小体育館
勝田台病院
勝田台公民館
東葉高速鉄道
京成本線
国道 296 号
国道 16 号
～凡例～
車いす用トイレ
オストメイト用トイレ
障害者用駐車スペース
車いす用エレベーター
エスカレーター

4 市内施設のバリアフリー化状況

■市内施設のバリアフリー化状況（○＝設置済，×＝未設置，－＝該当なし）

（令和６年 10 月１日現在）

※点字ブロックの設置場所をお知りになりたい方は障害者支援課までご連絡ください。

名　称	住　所	車いす用トイレ	オストメイト用トイレ	障害者等用駐車スペース	障害者対応エレベーター	エスカレーター
京成電鉄八千代台駅	八千代台北 1-10	○	シャワー付水栓	—	○	○
京成電鉄勝田台駅	勝田台 1-8-1	○	パウチしびん洗浄水栓式	—	○	○
東葉高速鉄道八千代緑が丘駅	緑が丘 1-1104-3	○	シャワー付水栓	—	○	○
東葉高速鉄道八千代中央駅	ゆりのき台 1-38	○	シャワー付水栓	—	○	○
東葉高速鉄道村上駅	村上南 1-8-1	○	シャワー付水栓	—	○	○
東葉高速鉄道東葉勝田台駅	勝田台北 3-2-5	○	シャワー付水栓	—	○	○
八千代市役所	大和田新田 312-5	○	×	○	○	×
上下水道局（市役所敷地内）	大和田新田 312-5	○	○	○	○	×
福祉センター	大和田新田 312-5	○	シャワー付水栓	○	○	×
保健センター	ゆりのき台 2-10	○	×	○	○	×
障害者福祉センター	ゆりのき台 2-10	○	シャワー付水栓	○	—	—
総合生涯学習プラザ	ゆりのき台 3-7-3	○	シャワー付水栓	○	○	—
市民体育館	萱田 1220	○	×	○	×	×
総合運動公園	萱田町 253 ほか	○	×	×	—	—
市民会館	萱田町 728	○	シャワー付水栓	○	○	×
勝田台公民館	勝田 735-7	○	×	×	×	×

名　称	住　所	車いす用トイレ	オストメイト用トイレ	障害者等用駐車スペース	障害者対応エレベーター	エスカレーター
勝田台文化センター	勝田台 2-5-1	○	×	○	○	×
勝田台中央公園 小体育館	勝田台 3-31-3	○	パウチしびん 洗浄水栓式	○	—	—
市営霊園	小池 1521-1	○	シャワー付水栓	○	×	×
ふれあいプラザ	上高野 640-2	○	シャワー付水栓	○	○	×
村上公民館	村上 1113-1	○	×	○	×	×
郷土博物館	村上 1170-2	○	×	○	—	—
八千代市 総合グラウンド	村上 2413	○	○	○	—	—
TRC 八千代中央図書館	村上 2510	○	シャワー付水栓	○	○	×
教育委員会庁舎	大和田 138-2	○	×	○	○	×
大和田公民館 図書館	大和田 250-1	○	シャワー付水栓	○	—	—
消防本部 中央消防署庁舎	大和田新田 186	○	シャワー付水栓	○	○	—
やちよ農業交流 センター	島田 2076	○	シャワー付水栓	○	—	—
睦連絡所・公民館	島田台 756	○	×	×	—	—
八千代台公民館	八千代台西 1-8	○	×	×	—	—
東南公共センター	八千代台南-11-6	○	×	○	○	×
東消防署庁舎	米本 2714-1	○	温水対応 汚物流し台付	○	○	—
ふるさとステーション	米本 4905-1	○	×	○	—	—
緑が丘図書館 公民館	緑が丘 3-1-7	○	温水対応 汚物流し台付	○	○	×
八千代郵便局	ゆりのき台 1-1-1	○	×	○	○	×
八千代警察署	萱田町 681-39	○	×	○	×	×

名　称	住　所	車いす用トイレ	オストメイト用トイレ	障害者等用駐車スペース	障害者対応エレベーター	エスカレーター
セントマーガレット病院	上高野 450	○	×	○	○	×
勝田台病院	勝田 622-2	○	×	○	○	×
東京女子医科大学八千代医療センター	大和田新田 477-96	○	シャワー付水栓	○	○	○
八千代市児童発達支援センター	大和田新田 477-106	○	汚物流しシャワー型	○	○	—
島田台病院	島田台 887-7	○	×	○	○	×
マルエツ八千代中央駅前店	ゆりのき台 3-1-6	○	×	○	—	—
カスミフードスクエアゆりのき台店	ゆりのき台 3-4-1	○	シャワー付水栓	○	—	—
カスミ八千代大和田店	大和田新田 273-1	○	×	○	—	—
ヤオコー八千代大和田店	大和田新田 354-205	○	シャワー付水栓	○	—	—
ヤオコー八千代緑が丘店	緑が丘西 4-2-8	○	シャワー付水栓	○	—	—
コープ八千代店	大和田新田 410-1	○	×	○	—	—
てらお食品八千代店	大和田新田 572-4	○	シャワー付水栓	○	—	—
タイヨー八千代店	大和田新田 72-2	○	×	○	○	×
ベルク八千代緑が丘店	大和田新田 1008-11	○	シャワー付水栓	○	○	—
ドラッグストアコスモス大和田新田店	大和田新田 94−5	○	×	○	—	—
オーケー八千代緑が丘店	緑が丘 1-3-9	○	シャワー付水栓	○	○	—
イオンモール八千代緑が丘	緑が丘 2-1-3	○	シャワー付水栓	○	○	○

名　　称	住　　所	車いす用トイレ	オストメイト用トイレ	障害者等用駐車スペース	障害者対応エレベーター	エスカレーター
ユアエルム 八千代台店	八千代台東 1-1-10	○	シャワー付水栓	○	○	○
やちよだい東 二まいる広場	八千代台東 6-27	○	○	○	―	―
ヨークマート 八千代台店	八千代台北 10-24-1	○	シャワー付水栓	○	○	―
アテイン勝田台ホール	下市場 1-3-16	○	シャワー付水栓	○	―	―
ヨークフーズ勝田台店	勝田台 1-33-1	○	×	○	―	―
ヨークマート村上店	村上 2089-1	○	×	○	―	―
ジョイフル本田 八千代店	村上 2723-1	○	×	○	○	―
フルルガーデン八千代	村上南 1-3-1	○	×	○	○	○
ヤマダ電機 テックランド八千代	村上南 4-3-1	○	×	○	○	○